

新生太田総合計画 後期行動計画

【平成24年度～平成28年度】



将来の都市像

『人と自然にやさしい、笑顔で暮らせるまち太田』

企画部 企画政策課

ごあいさつ



平成17年3月の1市3町の合併から、6年が経過しようとしています。

平成19年3月に策定いたしました「新生太田総合計画」に基づく「前期行動計画」を基本として、新市の一体感の醸成を主題に各施策に取り組んでまいりました。

前期行動計画期間が平成23年で終了しますが、その計画期間の5年間に、各施策を実現するための主な実施事業の事業費・実施期間を位置づけた「新生太田総合計画・実施計画」を、第1次から第5次まで毎年度策定し、本市の掲げる都市像「人と自然にやさしい、笑顔で暮らせるまち太田」実現のため、各事業を実施してきました。

今回、「前期行動計画」の計画期間の終了に伴い、平成24年度から平成28年度までの後期5年間分の行動計画を策定いたしました。

最近では、アメリカのリーマンショックに端を発する未曾有の経済不況により、本市の中心産業である製造業にも大きな影響をもたらし、市税収入も大きく落ち込む要因となってしまいました。これからも本市を取り巻く状況は依然として不透明であり、市政運営も予断の置けないものと考えるところです。

このような状況を背景として、後期行動計画を策定いたしました。策定するにあたりましては、第一に、市民の「安全・安心」に重点をおいた重要性の高いもの、第二には、市民生活に直結した緊急性の高いものを中心に行動計画に位置づけたものであります。また、急激な社会経済情勢の変化に速やかに対応するため、より柔軟な計画とすることに配慮いたしました。

この後期行動計画を基本として、平成24年度から各施策を実施していきたいと考えておりますが、本計画が市民の笑顔のための一助となりますよう、また目指す都市像実現のため、関係者関係機関の皆様のご協力をお願いいたします。

平成23年3月

太田市長 **清水聖義**

目 次

1 . 新生太田総合計画「後期行動計画」について.....	1
2 . 後期行動計画の目的と期間.....	2
3 . 人口の推移 と見通し.....	3
4 . 財政計画	4
5 . 各施策の概要・指標・主な実施事業	
(1) 教育文化の向上	
・ 1 - 1 幼児教育の推進.....	6
・ 1 - 2 青少年の健全育成.....	8
・ 1 - 3 学校施設の管理運営.....	10
・ 1 - 4 学校施設の耐震化.....	13
・ 1 - 5 義務教育の推進.....	15
・ 1 - 6 高等教育機関の充実と整備.....	17
・ 1 - 7 生涯学習・地区住民活動の推進.....	19
・ 1 - 8 スポーツの振興.....	21
・ 1 - 9 芸術文化の推進.....	23
・ 1 - 10 文化財の保護活用.....	25
(2) 福祉健康の増進	
・ 2 - 1 地域社会福祉づくり.....	27
・ 2 - 2 障がい者福祉の推進.....	29
・ 2 - 3 高齢者福祉の推進.....	31
・ 2 - 4 生活保障の確保.....	33
・ 2 - 5 人権擁護・同和対策.....	34
・ 2 - 6 介護サービスの推進.....	35
・ 2 - 7 国民年金の推進.....	36
・ 2 - 8 児童福祉の推進.....	37
・ 2 - 9 母子福祉の推進.....	39
・ 2 - 10 健康の増進.....	41
・ 2 - 11 医療の充実.....	43
・ 2 - 12 国民健康保険の充実.....	44

(3) 生活環境の整備	
・ 3 - 1 環境政策の推進.....	45
・ 3 - 2 公園・緑地の整備.....	47
・ 3 - 3 多様な公園整備と都市緑化の推進.....	49
・ 3 - 4 上水道の整備.....	51
・ 3 - 5 下水道等の整備.....	52
・ 3 - 6 生活環境の保全.....	54
・ 3 - 7 ごみの処理.....	56
・ 3 - 8 し尿の処理.....	58
・ 3 - 9 河川の整備.....	59
・ 3 - 10 消費生活の安定.....	60
・ 3 - 11 防犯体制の強化.....	61
・ 3 - 12 防災対策の推進.....	62
・ 3 - 13 危機管理体制の推進.....	64
・ 3 - 14 建築物の安全対策の推進.....	65
・ 3 - 15 消防に関すること.....	66
・ 3 - 16 地域防災体制の確立.....	70
・ 3 - 17 交通安全対策の推進.....	72
・ 3 - 18 交通体系の整備.....	73
・ 3 - 19 道路・生活廃水路の維持整備.....	74
・ 3 - 20 良好な居住環境の実現.....	75
(4) 産業経済の振興	
・ 4 - 1 工業基盤の整備と雇用の創出.....	76
・ 4 - 2 産業支援の推進.....	78
・ 4 - 3 商業基盤の整備.....	80
・ 4 - 4 農業をとりまく条件整備.....	82
・ 4 - 5 地籍調査の推進.....	84
・ 4 - 6 観光事業の推進.....	85
(5) 都市基盤の整備	
・ 5 - 1 土地利用計画の策定・推進.....	87
・ 5 - 2 景観の保全・創造.....	89
・ 5 - 3 道路網の整備.....	91
・ 5 - 4 市道の整備.....	92
・ 5 - 5 住宅対策・市営住宅の管理.....	93
・ 5 - 6 市街地の整備.....	95
・ 5 - 7 太田駅周辺の整備.....	96

(6) 行財政の推進	
・ 6 - 1 行政情報の提供.....	97
・ 6 - 2 公聴体制の充実.....	99
・ 6 - 3 区制に関すること.....	100
・ 6 - 4 地区住民活動の推進.....	101
・ 6 - 5 国際交流の推進.....	102
・ 6 - 6 国際姉妹都市・友好都市交流事業の推進.....	104
・ 6 - 7 情報化の推進.....	105
・ 6 - 8 健全な財政運営の推進.....	106
・ 6 - 9 市有財産の取得・管理.....	107
・ 6 - 10 コミュニティを育む施設整備の推進.....	108
・ 6 - 11 市有建築物の設計・管理.....	110
・ 6 - 12 文書管理・法制事務に関すること.....	111
・ 6 - 13 男女共同参画社会の実現.....	112
6 . 地域整備計画	113

1. 新生太田総合計画「後期行動計画」について

(1) 前期行動計画について

- 前期行動計画は、新生太田総合計画の基本構想で定めた将来の都市像「人と自然にやさしい、笑顔で暮らせるまち太田」を実現するため、本市の施策や実施事業の取組方法、目標達成までの工程を示したものです。
- 平成 18 年度に策定し、計画期間は平成 19～23 年度の 5 年間でした。
- 計画の内容は、「将来の人口」「財政の見通し(財政計画)」「施策の指標」「施策・実施事業」「地域整備計画」で構成しました。
- 将来の人口は、平成 17 年の国勢調査をもとに推計しました。平成 25 年度の 216,300 人をピークに減少し、平成 28 年度には 215,800 人としています(いずれも外国人を含む)。また、世帯数は核家族化で増加し、28 年度には 80,095 世帯としています。
- 財政の見通しは、前期財政計画(19～23 年度)と後期財政計画(24～28 年度)で構成しました。
- 施策の指標は、市民に分かり易くするため、平成 18 年度末の現状値と平成 23 年度の目標値を数値化しました(91 施策中 59 施策)。
- 施策・実施事業は、6 分野に大別し施策ごとに実施事業を位置づけています。
- 地域整備計画は、市内を「都市・産業共生ゾーン」「地区・環境共生ゾーン」「地区・調和共生ゾーン」「交流・保全共生ゾーン」の 4 つのゾーンに区分し、整備方針を定めている。
- 建物建設などのハード事業や政策的なソフト事業は実効性を確保するため、「実施計画」で 3 ヶ年を単位に事業費を配分している。

(2) 後期行動計画について

- 後期行動計画は、前期行動計画が平成 23 年度で満了するため、平成 21 年度に策定に着手し、平成 22 年度に策定しました。
- 計画の期間は、平成 24～28 年度の 5 年間とします。
- 少子高齢化による人口減少時代の到来、経済のグローバル化にともなう産業構造の変化、地球温暖化による自然環境の変化に適応すると共に、引き続き活力を維持し、北関東有数の都市として更なる飛躍ができるよう計画を策定します。
- 議会の議決を経て策定した基本構想(計画期間 10 年)は継続し、引き続き将来の都市像「人と自然にやさしい、笑顔で暮らせるまち太田」の実現を目指します。
- 基本構想で定めたまちづくりの基本理念(教育文化の向上、福祉健康の増進、生活環境の整備、産業経済の振興、都市基盤の整備、行財政の推進)は、その枠組みを継続します。
- 後期行動計画は平成 28 年度を見据え、各施策の方向性を示すものとし、急激に変化する社会経済情勢に柔軟に対応するものとします。
- 前期行動計画で定めた「将来の人口」、「財政の見通し(財政計画)」、「施策の指標」は見直し、平成 24～28 年度までの各施策の主な実施事業も新たに位置づけます。
- 毎年度策定する「実施計画」でローリングを実施することで計画の実行性を確保します。

- ・ 策定の組織は、部局長を構成員とする策定委員会を設置しました(委員長:企画部長、副委員長:総務部長)。

●計画の内容

- ①将来の人口 …… 平成 37 年度までの人口を推計。
- ②財政の見通し …… 平成 28 年度までの歳入と歳出の金額を年度ごとに明示。
- ③施策の指標 …… 施策ごとに平成 28 年度の目標値を設定。
- ④実施事業 …… 主な事務事業は施策ごとに行動計画に位置づけます。
- ⑤地域整備計画 …… 地域ごとの将来像や整備方針を示します。

2. 後期行動計画の目的と期間

新生太田総合計画の基本構想に定められたまちづくりの将来像「人と自然にやさしい、笑顔で暮らせるまち太田」を実現するために取り組む施策を明らかにするとともに、各施策の現状や課題を抽出し、その方向性を示すとともに、実施する主たる事業を記載します。

後期の計画期間は、平成24年度を初年度とし、平成28年度を最終年度とする5ヶ年計画とします。

また、施策の指標を設定し、提示することにより、後期行動計画の成果を検証します。

3. 人口の推移と見通し

(1) 人口の推移

平成17年の国勢調査による新市の総人口は213,299人で、昭和60年の人口189,931人に比べ、約1.12倍となっています。平成12年からの5年間では3,277人増加しており、年平均で約655人増加しています。

年齢階層別人口の構成比は、平成17年は年少人口が15.27%、生産年齢人口が67.54%、老年人口が17.11%となっており、平成12年に比べて年少人口割合は微増しているものの、生産年齢人口割合は低下しており、老年人口割合は大きく上昇していることがうかがえ、少子高齢化の傾向が顕著になっています。

●年齢3区分別人口の推移

(単位：人：%)

区 分	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
総 人 口	189,931	197,139	203,599	210,022	213,299
年少人口 0～14 歳 (%)	45,471 23.94	38,148 19.35	33,742 16.57	31,940 15.21	32,576 15.27
生産年齢人口 15～64 歳 (%)	125,608 66.13	136,610 69.30	142,998 70.24	144,288 68.70	144,061 67.54
老年人口 65 歳以上 (%)	18,852 9.93	22,355 11.34	26,850 13.19	31,301 14.90	36,504 17.11

出典：国勢調査

注：総人口には年齢不詳人口が含まれています。また、端数処理の関係で構成比の合計が100.0%にならない場合があります。

(2) 人口の見通し

新市の将来人口は、コーホート要因法によれば、引き続き増加傾向で推移するものの、平成22年の213,769人を境に減少へ転じ、平成37年には204,241人と推計されます。

年少者の人口は、昭和60年から年々減少し、平成17年に増加に転じていますが、平成37

年には 24,565 人まで減少していくことが予測され、高齢化が進展し、平成 37 年の 65 歳以上の老年人口が 27.07%を占めることが予想されます。

●年齢3区分人口及の見通し

(単位：人、%)

区 分		平成 22 年	平成 27 年	平成 32 年	平成 37 年
総 人 口		213,769	212,207	208,917	204,241
年 齢 別 人 口	年少人口 0～14 歳	32,056	29,826	26,834	24,565
	(%)	15.00	14.06	12.84	12.03
	生産年齢人口 15～64 歳	138,569	130,718	126,793	124,386
	(%)	64.82	61.60	60.69	60.90
	老年人口 65 歳以上	43,144	51,663	55,290	55,290
	(%)	20.18	24.34	26.47	27.07

<総人口、年齢別人口>

総人口、年齢別人口は、国立社会保障・人口問題研究所が作成したコーホート要因法による推計を用いています。

※コーホート要因法

ある年の男女・年齢別人口を基準として、ここに人口動態率や移動率などの仮定値をはてはめて将来人口を計算する方法です。基準人口は、平成 17 年 10 月 1 日現在の、市町村別、男女・年齢(5 歳階級)別人口(総人口)を用いています。

4. 財政計画

【歳入】

単位：千円、%

区 分	平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度	
	計画額	前年比	当初予算	前年比	計画額	前年比	計画額	前年比	計画額	前年比
市 税	32,557,500	▲ 0.8	32,972,400	1.3	33,410,900	1.3	33,169,000	▲ 0.7	33,622,800	1.4
地方譲与税	1,000,000	4.2	1,000,000	0.0	1,000,000	0.0	1,000,000	0.0	1,000,000	0.0
利子割交付金	118,000	0.0	117,900	▲ 0.1	118,000	0.1	118,000	0.0	118,000	0.0
配当割交付金	30,000	0.0	30,000	0.0	30,000	0.0	30,000	0.0	30,000	0.0
株式等譲渡所得割交付金	14,000	0.0	14,000	0.0	14,000	0.0	14,000	0.0	14,000	0.0
地方消費税交付金	2,209,200	1.4	2,240,100	1.4	2,271,500	1.4	2,303,300	1.4	2,335,500	1.4
ゴルフ場利用税交付金	70,000	0.0	70,000	0.0	70,000	0.0	70,000	0.0	70,000	0.0
自動車取得税交付金	270,000	0.0	270,000	0.0	270,000	0.0	270,000	0.0	270,000	0.0
地方特例交付金	360,000	0.0	360,000	0.0	360,000	0.0	360,000	0.0	360,000	0.0
地方交付税	2,960,000	0.0	2,960,000	0.0	2,960,000	0.0	2,778,800	▲ 6.1	2,597,600	▲ 6.5
交通安全対策特別交付金	60,000	0.0	60,000	0.0	60,000	0.0	60,000	0.0	60,000	0.0
分担金及び負担金	1,790,000	0.0	1,790,000	0.0	1,790,000	0.0	1,790,000	0.0	1,790,000	0.0
使用料及び手数料	1,960,000	0.0	1,960,000	0.0	1,960,000	0.0	1,960,000	0.0	1,960,000	0.0
国庫支出金	14,920,000	6.3	14,920,000	0.0	14,920,000	0.0	14,920,000	0.0	14,920,000	0.0
県支出金	4,097,800	▲ 7.9	4,097,800	0.0	4,097,800	0.0	4,097,800	0.0	4,097,800	0.0
財産収入	100,000	0.0	100,000	0.0	100,000	0.0	100,000	0.0	100,000	0.0
寄附金	2		2	0.0	2		2		2	
繰入金	1,800,000	0.0	1,800,000	0.0	1,800,000	0.0	1,800,000	0.0	1,800,000	0.0
繰越金	100,000	0.0	100,000	0.0	100,000	0.0	100,000	0.0	100,000	0.0
諸収入	5,820,100	▲ 3.8	5,590,100	▲ 4.0	5,360,100	▲ 4.1	5,229,100	▲ 2.4	5,229,100	0.0
市 債	7,802,500	▲ 18.7	9,680,000	24.1	9,807,000	1.3	7,400,000	▲ 24.5	7,400,000	0.0
合 計	78,039,102	▲ 2.1	80,132,302	2.7	80,499,302	0.5	77,570,002	▲ 3.6	77,874,802	0.4

【歳出】

区 分	平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度	
	計画額	前年比	当初予算	前年比	計画額	前年比	計画額	前年比	計画額	前年比
人件費	13,695,400	▲ 0.4	13,450,600	▲ 1.8	13,105,800	▲ 2.6	12,598,400	▲ 3.9	12,367,400	▲ 1.8
物件費	12,145,400	▲ 1.0	12,024,000	▲ 1.0	11,903,700	▲ 1.0	11,784,700	▲ 1.0	11,666,900	▲ 1.0
維持補修費	250,000	0.0	250,000	0.0	250,000	0.0	250,000	0.0	250,000	0.0
扶助費	21,052,700	6.3	21,429,000	1.8	21,816,700	1.8	22,215,900	1.8	22,627,200	1.9
補助費等	6,531,100	0.0	6,531,100	0.0	6,531,100	0.0	6,531,100	0.0	6,531,100	0.0
公債費	8,438,407	11.3	9,067,746	7.5	9,048,803	▲ 0.2	9,310,559	2.9	9,646,597	3.6
積立金	60,000	0.0	60,000	0.0	60,000	0.0	60,000	0.0	60,000	0.0
投資・出資金	35,000	0.0	35,000	0.0	35,000	0.0	35,000	0.0	35,000	0.0
貸付金	4,811,200	▲ 4.6	4,581,200	▲ 4.8	4,351,200	▲ 5.0	4,220,100	▲ 3.0	4,220,100	0.0
繰出金	3,961,000	1.0	4,000,700	1.0	4,040,700	1.0	4,081,100	1.0	4,121,900	1.0
普通建設事業費	6,958,895	▲ 32.9	8,590,653	23.4	9,256,299	7.7	6,383,143	▲ 31.0	6,248,605	▲ 2.1
予備費	100,000	0.0	112,303	12.3	100,000	▲ 11.0	100,000	0.0	100,000	0.0
合 計	78,039,102	▲ 2.1	80,132,302	2.7	80,499,302	0.5	77,570,002	▲ 3.6	77,874,802	0.4

5 . 各施策の概要・指標・主な実施事業

(1) 教育文化の向上

- 1 - 1 幼児教育の推進
- 1 - 2 青少年の健全育成
- 1 - 3 学校施設の管理運営
- 1 - 4 学校施設の耐震化
- 1 - 5 義務教育の推進
- 1 - 6 高等教育機関の充実と整備
- 1 - 7 生涯学習・地区住民活動の推進
- 1 - 8 スポーツの振興
- 1 - 9 芸術文化の推進
- 1 - 10 文化財の保護活用

施策名 幼児教育の推進

施策の現状

- ・ 幼稚園や保護者に対しては、幼稚園運営の健全化と幼児教育の振興を目的として運営費の補助を行い、保護者に対しては就園奨励費や入園料補助など幼稚園保育料の一部を助成し負担の軽減を図っています。
- ・ 幼稚園建設事業は、老朽化した園舎の建替えを計画的に実施しています。
- ・ 平成 20 年度から市単独で実施した「第 3 子以降子育て支援事業」は、当初、第 3 子以降の子どもについて、妊娠出産から中学校卒業までの基本的な子育て費用の助成を実施してきました。その後、子育て支援の重要性が国・県にも認識され、全子対象の子育て支援が拡充されたことにより、本事業は縮小や変更を行うこととなりました。
- ・ 市立幼稚園は新田地区に生品幼稚園、綿打幼稚園、藪塚本町地区に藪塚本町幼稚園、藪塚本町南幼稚園を設置し、運営しています。

施策の課題

- ・ 本市の合計特殊出生率は市独自の子育て支援策などで、平成 17 年度から増加に転じていますが、依然として微増にとどまっており、平成 24 年には人口は減少することが見込まれています。
- ・ 少子化による児童数の減少や核家族化の進行で、地域の実情に応じて「幼稚園」と「保育園」の双方の機能を有する総合的な子育て支援が求められています。
- ・ 子ども手当の支給にともない「第 3 子以降子育て支援事業」は、見直しが必要になっています。
- ・ 藪塚本町幼稚園の園舎は建築後 30 年以上経過しているため老朽化しており、耐震性が懸念される建物です。

施策の方向性

- ・ 次世代育成支援後期行動計画（平成 17～26 年度）を推進することで、総合的な少子化対策を実施し、出生率の向上を目指します。
- ・ 子育て家庭の経済的負担を軽減させるため、国・県の施策を踏まえたうえで、子ども手当の支給を勘案しながら、第 3 子以降の基本的な子育て費用について支援します。
- ・ 幼稚園運営の健全化や教育費の軽減などを図るため、幼稚園や保護者に対して運営費や幼稚園保育料の助成を行います。
- ・ 藪塚本町幼稚園の園舎の建て替えを検討するとともに、藪塚本町南幼稚園を統合し、園児の安全性確保と教育環境の改善を図ります。
- ・ 平成 23 年度に保育料の改定を行いました。今後も社会情勢を勘案しながら保育料の見直しを検討します。

【指 標】

指標名	現状値(平成 20 年度)	目標値(平成 28 年度)
合計特殊出生率	1.66	1.70

主な実施事業

事業名	概要
次世代育成支援後期行動計画の推進	太田市次世代育成支援行動計画を策定し、安心して産み育てることのできる環境整備を図る。
第3子以降子育て支援事業	第3子以降の子の経済的支援として、出産祝金支給・保育園幼稚園の保育料免除を実施する。
新入園助成金、就園奨励費補助	入園料及び保育料の助成を経済的負担の軽減を図る。
藪塚本町幼稚園建設事業	老朽化した園舎の建築を実施する。

担当課

- ・ こども課
- ・ 児童施設課

施策名 青少年の健全育成

施策の現状

- ・「放課後子どもプラン」に基づき、「太田市放課後子ども教室」を市内 10 校に開設し、放課後における子どもの「安全・安心」な活動拠点（居場所づくり）を確保し、さまざまな交流体験や学習活動、スポーツ等の機会を通して、心豊かで健やかな子どもの育成を図っています。
- ・放課後子ども教室へ参加している児童やスタッフの総数は、児童 283 名、スタッフ 82 名となっています。
- ・放課後子ども教室では、平日授業日の放課後から 16 時 45 分まで教室を実施しており、長期休業中は実施していません。また、スタッフは、コーディネーター・学習支援員・活動支援員です。
- ・青少年交流事業は、①小・中学生を北海道稚内市へ派遣する「フレンドシップ」、②小・中学生を青森県弘前市へ派遣する「弘前ねふた交流団」、③小・中学生を沼田市へ派遣する「沼田ネイチャーキャンプ」、④稚内市からの訪問団「てっぺん風の子交流団」及び弘前市からの訪問団受入の 4 つの交流事業を行っています。
- ・次世代を担う子どもたちが、環境学習や体験学習を通じて人格形成をするための施設として、金山の森キャンプ場や金山青年の家などの青少年体験施設があります。
- ・金山青年の家は、昭和 43 年に群馬県が建設し、平成 14 年に太田市へ移管された施設であり、建築後 42 年が経過しています。金山の森キャンプ場は平成 3 年にオープンし、18 年が経過しています。
- ・勤労青少年ホームや宝南センターについては、平成 21 年度までに耐震化工事は終了しました。給排水設備・照明設備等の老朽化が著しく、設備の改修整備が必要になっています。これらの青少年施設は計画的に修繕を行うことにより、耐用年数を長らせることができ、利用者の利便性の向上と快適な教育環境を整えることができます。

施策の課題

- ・放課後子ども教室は、追加募集の結果から利用希望者が増加しています。そのため、今後応募者の決定の際は、公の場での抽選・募集学年のバランス、兄弟や姉妹への配慮など対応が必要となります。
- ・スタッフの確保については、老若男女の比率に配慮する必要があります。
- ・スタッフのスキルを高める研修会の充実を図ることが必要です。
- ・「フレンドシップ」は、21 年度から定員が 75 名となっています。本事業は多くの小中学生が参加を希望していますが、諸事情により定員増ができない状況です。
- ・「弘前ねふた交流団」は、派遣と受入を隔年で実施していますが、交流・体験活動の内容を再検討する必要があります。
- ・「沼田ネイチャーキャンプ」は、尾瀬散策とキャンプ生活を主な活動内容としていますが、キャンプ場の料金や設備等の問題から、近隣のキャンプ場の活用を検討する必要があります。
- ・金山青年の家は都市型の宿泊施設であり、スポーツ団体の合宿や各種青少年団体の研修会を中心に活用されていますが、日帰りの研修や講座にも多く利用されています。近年、研修等で利用者のニーズが多様化しており、このニーズに応えるため、また、安全性確保の面からも管理上の見直しが必要です。
- ・勤労青少年ホームの設置目的は、社会環境の変化等により、「勤労青少年の福祉の増

進や健全な育成」からスキルアップのための講座開設などに変化しています。市内の各企業や団体と連携し、職場で役立つ技能講座の開設を進めていくことにより、施設の活性化を図る必要があります。

施策の方向性

- ・放課後子ども教室のスタッフと保護者との情報交換等ができる時間の確保に努めます。
- ・放課後子ども教室のチーフスタッフが情報交換できる環境作りを推進します。
- ・放課後子ども教室の体験活動のバリエーションを増やし、ゲストティーチャーの充実に努めます。
- ・「フレンドシップ」については、受け入れ体制が確立されており、交流・体験活動の内容も充実しています。また、19年度から相互交流となり、両市の友好関係も良好であることから、稚内市への派遣並びに受入を継続します。
- ・「弘前ねぶた交流団」は、子どもたちが興味を示すような交流・体験活動の内容を充実し、相互交流を通じて友好都市の関係強化に努めます。
- ・「沼田ネイチャーキャンプ」は、キャンプ場を吟味し、より良い環境の下での交流・体験活動を実施します。
- ・勤労青少年ホームや宝南センターの耐用年数を長らえるため、老朽箇所の診断と計画的な修繕を行います。
- ・金山青年の家や金山の森キャンプ場の運営・維持管理については、各施設の季節的利用特性を考慮し、流動的な職員運用により、平準化と効率化を図ります。

【指 標】

指標名	現状値（平成20年度）	目標値（平成28年度）
放課後子ども教室開設校数	3校	10校
相互交流自治体数	2市	3市
施設建物の修繕	1	4

主な実施事業

事業名	概要
放課後子ども教室推進事業	小学校の余裕教室を活用し、子どもたちの「安全・安心」な居場所を設け、地域との協働により学習、スポーツ、文化、交流活動等に取り組みます。
青少年交流事業	小・中学生を対象に派遣先の特色を活かした様々な体験、世代間交流活動等を通して、豊かな心とたくましさを兼ね備えた青少年の育成に取り組みます。
青少年施設改修整備事業	老朽化している青少年施設の改修や耐震化を図り、利用者の安全確保に努めます。

担当課

- ・青少年課

施策名 学校施設の運営管理

施策の現状

- ・本市内小・中学校施設については、昭和 56 年度以前に建設された耐震性能の劣る施設の改築を進めています。また、耐震性能に限らず、昭和 30 年代・40 年代に建設した学校の老朽化が著しい校舎が相当数あり、改築や大規模改修による教育環境の整備が必要です。また、児童・生徒数の増加や学級編成基準人数の変更により、教室不足や校庭の狭あい化が生じている学校については、増築や新築移転の必要があります。
- ・学校設置遊具は、設置以来のものが多く、現在の遊具設置基準に適合しないものが多数あるため、危険と判断された遊具は撤去を行い、必要とされている遊具の設置が望まれています。
- ・校庭やテニスコートが経年の劣化により機能が低下しており、適した舗装材を使用した表面排水機能の整備が必要です。
- ・併設型中高一貫校の開校に向け、施設、設備等の整備に向けた準備に取り組んでいます。
- ・建築後 30 年以上経過し、老朽化が進んでいる給食室を実施計画に基づき年に 1~2 校ずつ、順次改築をしています。
- ・給食室の消毒保管庫、3 層シンク等の設備を実施計画に基づき順次更新しています。

施策の課題

- ・校舎等の施設整備と維持管理には多大な費用を要するため、現在耐震化を優先し、耐震性能が低く、児童・生徒数が増加する施設を改築するに留まっています。
- ・耐震性能を満たした後は、校舎の長寿命化を図るため施設の老朽部分の改修が必要となります。
- ・受水槽、給水管、排水管、浄化槽設備などの老朽化と共に、防水性能（屋上防水・外壁塗装）の劣化による雨漏りや設備への被害が生じている施設もあります。
- ・トイレの悪臭対策及び洋式化の必要性があります。
- ・設置されている遊具の中には、安全基準に適合しないものが多く、早期の更新等が必要です。
- ・校庭やテニスコートの表面に不陸が出来ているため排水機能が無く、雨により使用に影響があります。学校により使用材料が異なるので雨天後の乾燥する度合いが大きく異なります。
- ・平成 24 年度に併設型中高一貫校の校舎を建設するとともに、施設、設備の整備を行う必要があります。
- ・老朽化した学校給食室は、安心・安全な給食を提供するため順次改築していますが、昨今の経済動向により当初の計画どおりには進んでいません。また、必要な改築が完了するまでに長期間を要します。
- ・老朽化した給食設備は、故障等の不具合を生じることが多々あり計画的な更新が必要です。

施策の方向性

- ・老朽化施設を計画的に更新し、施設の健全な維持管理に努めます。
- ・構造上危険な状態にある校舎を移転新築し、安全で良好な学習環境に整備します。
- ・耐震化計画の終了に併せ、校舎等の経過年数を勘案しながら整備計画を策定します。

- ・学校全体の高寿命化のため学校単位で改修します。
- ・学校施設のランニングコストの低減を目指します。
- ・学校経営上必要とされている遊具から計画的に更新を行います。また、遊具の更新には多大な費用が掛かるため、更新計画を策定します。
- ・運動機能に適した舗装材等を使用することにより、校庭やテニスコートの運動場機能の向上を図り、各校均一になるよう運動場環境を整備します。
- ・平成 24 年度の併設型中高一貫校の開校と新校舎の完成を目指し、計画的な準備を進めていきます。
- ・給食室の改修に多大な費用がかかることから今後も計画的に整備を進めます。
- ・老朽化した設備の計画的な更新と合わせて、各校の設備の状況を的確に把握し、その状況に合わせた柔軟な更新を図ります。

【指 標】

指標名	現状値（平成 20 年度）	目標値（平成 28 年度）
改築棟数	2 棟	6 棟
移転学校数	0 校	2 校
改修学校数	0 校	15 校
更新遊具数	0 基	25 基
整備学校数	0 校	10 校
学校給食室の改築棟数	3 棟	13 棟
更新の必要な設備台数	86 台	0 台

主な実施事業

事業名	概要
小中学校校舎等増改築事業	児童・生徒数の増加や学級編成基準の変更に伴う教室不足解消と老朽化した校舎等の増改築を行い教育環境の整備を図る。
小中学校移転新築事業	児童数の増加による教室不足や敷地の狭あい化のため移転新築し、良好な学習環境を整備する。
小中特別支援学校大規模改修事業	校舎の老朽箇所（防水・外壁・トイレ・設備・校舎内部）の大規模改修を行い、教育環境の整備を図る。
小学校遊具撤去新設事業	小学校の老朽化した遊具を撤去・更新し、児童の安全を確保し、教育環境の整備を図る。

小中学校屋外環境整備事業	校庭やテニスコートが長年の使用により荒れているため表土の入替えや雨水排水などの改修を行い、屋外教育環境の整備を図る。
併設型中高一貫校開校新築事業	併設型中高一貫校の開校に向けた学習環境の整備を図る。
小・中学校給食施設改築事業	「学校給食衛生管理基準」を踏まえて、単独校の給食室を改築し、安心・安全な給食を提供する。
小・中学校給食設備更新充実事業	「学校給食衛生管理基準」に基づき、給食設備の更新を図り、安心・安全な給食を提供する。

担当課

- ・ 学校施設管理課
- ・ 健康教育課

施策名 学校施設の耐震化

施策の現状

- ・本市では倒壊の恐れのある校舎・屋内運動場（昭和 56 年度以前に建設された建物）に対し、太田市公立学校施設耐震化計画を策定し、平成 24 年度までに全ての公立学校の耐震化を積極的に図ることとしました。
- ・平成 20 年度に、本格的に耐震化事業がスタートする前段として、特に強度の低い校舎改築設計業務委託並びに耐震補強設計業務委託を発注しました。また、小学校の屋内運動場増改築設計業務委託及び補強設計業務委託、更には、菰川小学校屋内運動場増改築工事を発注しました。
- ・平成 21 年度に、平成 21・22 年度の継続事業として特に強度の低い太田小学校及び宝泉小学校の校舎改築工事を実施しています。また、菰川小学校と強戸小学校の屋内運動場増改築工事、南小学校及び尾島中学校の校舎耐震補強工事が終了しました。また、平成 21 年度の国の緊急経済対策に伴い、1 年前倒しで実施することにより地方負担額の軽減が図られることから、13 棟の耐震補強工事を発注しました。
- ・平成 22 年度に、前倒しで実施している校舎 8 棟及び屋内運動場 5 棟の補強工事等や平成 21・22 年度の継続事業である太田小学校・宝泉小学校の校舎改築工事が終了しました。木崎小学校については、東校舎の補強工事、西校舎の改築工事の設計業務を実施しています。また、毛里田小学校屋内運動場増改築工事や太田小学校屋内運動場増改築設計業務その他数校の耐震補強設計業務を発注しました。

施策の課題

- ・耐震補強の平成 24 年度完了に向け、太田市公立学校施設耐震化計画を的確に推進していくために、各委託業務・工事等の細かいスケジュール管理及びチェック体制の強化を図りながら、早期発注・早期完成に心がけ、確実な耐震化事業の推進を目指します。

施策の方向性

- ・太田市公立学校施設耐震化計画に基づき、確実に事業の推進を図ります。
- ・耐震化事業の整備には多額な費用を要するため、補強工法の選定や工期の短縮を考慮し、経費の節減を図ります。

【指 標】

指標名	現状値（平成 20 年度）	目標値（平成 28 年度）
耐震化率	60.2%	100%

※太田市公立学校施設耐震化計画は平成 24 年度までに耐震化率 100%を目指す。

主な実施事業

事業名	概要
小中特別支援学校大規模改造工事（耐震補強等）	太田市公立学校施設耐震化計画に基づき、耐震補強等の推進を図ります。

担当課

- ・耐震化推進室

施策名 義務教育の推進

施策の現状

- ・教育支援隊事業は、小学校5・6年の算数、中学校全学年の数学・英語において20人以下の少人数指導を実施するため、市費任用非常勤講師(教育支援隊)を配置しています。支援隊は、きめ細やかな指導を一層充実させ、児童生徒の学習意欲や学力を高めることを目的としています。
- ・外国人児童生徒日本語指導事業については、市内の小中学校を8ブロックに分け、ブロック集中校を中心にバイリンガル教員、日本語指導助手を配置し、日本語と母国語による授業を実施しています。
- ・外国語指導助手設置事業は、国際化の進展により英語力向上が強く求められていることから、小・中学校に外国人指導助手を配置し、英語指導の充実を図っています。

施策の課題

- ・県の少人数プロジェクト(平成22年度小1,2年30人学級、小3,4年35人学級)の継続実施により、小学校の教育支援隊配置人数を精選することが可能となっています。また、今後国の緊急雇用政策の終了や県の政策によっては人数の追加が必要となります。
- ・外国人児童生徒日本語指導事業については、意欲と熱意のある指導者の継続的な確保、対象児童生徒の学力向上が課題です。
- ・外国語指導助手設置事業については、平成23年度小学校英語活動の本格的な導入により、人員の継続的な確保が課題です。

施策の方向性

- ・学力向上のもととなる個に応じたきめ細やかな指導については、正規教員の指導技術の充実とともに、教育支援隊事業の継続配置も重要な要素です。継続して人材確保、研修環境の整備を行います。
- ・外国人児童生徒日本語指導事業については、外国籍児童生徒の人数動態による対応が求められます。また、中学校卒業後の進路開拓に向けた継続的な指導も検討します。
- ・外国語指導助手設置事業については、現在2つの任用形態がありますが一つに集約して効率化を図ります。

【指 標】

指標名	現状値(平成20年度)	目標値(平成28年度)
学力テストの平均点(小6、中2) 全国平均100とした比較値	小6 国語(111) 算数(105) 中2 国語(107) 数学(104) 英語(100)	全国平均を上回ること

主な実施事業

事業名	概要
教育支援隊設置事業	小学校5・6年の算数、中学校全学年の数学・英語において、20人以下の少人数指導実施のために市費任用非常勤講師（教育支援隊）を配置する。また、当該教科だけでなく学校のニーズに合わせた配置も行う。
外国人児童生徒日本語指導事業	太田市内の小・中学校を8ブロックに分け、集中校を中心にバイリンガル教員、日本語指導助手を配置し、日本語と母語による授業を行う。
外国語指導助手設置事業	外国語指導助手（ALT）の配置は、小学校ではコミュニケーションへの意欲の向上や外国の文化に親しむこと、英語を使って課題解決を目指すことなどを目的とし、中学校では英語科授業における指導助手としてコミュニケーション能力の向上を目指す。

担当課

- ・学校教育課

施策名 高等教育機関の充実と整備

施策の現状

- ・第二体育館、第二グラウンドの整備は平成 21 年度を持って完了しましたが、第二グラウンドの付帯部分については、継続して整備する必要があります。
- ・平成 11 年度から 14 年度までに導入したパソコン更新については、19 年度より順次リースにより更新整備を進めています。
- ・併設型中・高一貫校の開校に向け、ハード・ソフトの両面で計画的に準備を進めています。
- ・合宿所（思斎館）や武道館が老朽化しています。
- ・部活動活性化のための学校バスやトレーニング機器が老朽化しています。

施策の課題

- ・第二グラウンドについては、駐輪場・駐車場・植栽等の付帯工事が未整備なため、計画的に整備する必要があります。
- ・パソコン更新整備については、平成 23 年度で完了後、「普通科」新設を踏まえ、新たな更新計画を作成する必要があります。
- ・平成 24 年度の併設型中・高一貫校の校舎建設に併せて、教育設備や備品の整備を図る必要があります。
- ・合宿所（思斎館）については、一貫校への移行に伴い生徒数が増加することから、計画的に改修する必要があります。
- ・部活動活性化や安全性を確保するため、老朽化した学校バスの乗り換えや、トレーニング機器の更新を行う必要があります。

施策の方向性

- ・第二グラウンドについては、駐車場、駐輪場、植栽等計画的に整備します。
- ・パソコン更新については、新たなカリキュラムに適した環境の整備に努めます。
- ・併設型中・高一貫校の進捗に伴い、関連施設の改修・整備を計画的に進めます。
- ・老朽化した合宿所については、本校同窓会と連携し計画的な改修を検討します。
- ・部活動活性化と安全性を確保するため、学校バスとトレーニング機器の更新計画を作成し、その充実を目指します。

【指 標】

指標名	現状値（平成 20 年度）	目標値（平成 28 年度）
改修・増築建物数	0 棟	2 棟
パソコン更新整備台数	88 台	285 台
駐車場新規整備箇所数	0 箇所	3 箇所

主な実施事業

事業名	概要
第二グラウンド付帯設備整備事業	駐車場、駐輪場、植栽、四阿屋等整備を計画的に行う。
パソコン機器類定期更新整備事業	新たなカリキュラムに対応したパソコン機器類の更新を行い、商業・情報教育の質の向上を図る。
併設型中・高一貫校新築事業に伴う附帯工事	併設型中・高一貫校の開校に向けた教育環境の整備を図る。
合宿所改修事業	老朽化が激しい合宿所の改修を行い、教育環境の整備と食堂機能の充実を図る。
部活動活性化事業	老朽化した学校バスとトレーニング機器・施設等の更新計画を作成し、その充実を図り、安全確保に努める。

担当課

- ・商業高校

施策名 生涯学習・地区住民活動の推進

施策の現状

- ・平成20年度からスタートした中・高齢者生き甲斐づくり推進事業については、生涯学習推進協議会（市内16地区に設置）を中心に、地区住民の手による地域に密着した事業（文化講演会、軽スポーツ大会、各種講座・教室、ボランティア活動などが展開され、多くの住民が事業に参加しています。
- ・社会教育総合センター、太田市学習文化センター、各行政センターは、生涯学習や地区住民活動を推進しています。また、施設の貸出や図書館業務などを展開しています。
- ・太田市学習文化センターは、平成3年3月の施設竣工から現在まで約18年が経過しています。経年劣化に伴い修理を要する部分が増えています。
- ・社会教育総合センターは建築後約28年経過し、設備等の経年劣化により、修繕や交換の必要があるため、平成20年度に簡易保全計画を策定しました。
- ・藪塚本町中央公民館は、耐震診断は既に終わっており、耐震補強を進めていきます。
- ・市民教室・各種学級などをおして、生涯学習を推進しています。
- ・地域住民活動の拠点としての貸館業務を行っています。
- ・各種団体の育成及び活動支援を行っています。
- ・地区文化祭をはじめとする地域主催事業の支援を行っています。
- ・1%まちづくり事業を推進しています。
- ・地域リサイクル運動の支援を行っています。

施策の課題

- ・今後、中高年齢者の割合がさらに高くなることが想定される中で、より多くの住民が参加できるような事業を展開していく必要があります。
- ・住民の手による生涯学習活動を定着させるためには、単年度で完了する事業だけでなく、継続的な事業を取り入れていく必要があります。
- ・地域活動や地域コミュニティ力が年々低下している中、地域の伝統文化や郷土の歴史などを再発見する機会を提供し、地域への愛着心を醸成していく必要があります。
- ・市民教室、各種学級の充実が求められています。
- ・指導者および後継者の育成が必要です。
- ・参加者が固定化してきています。
- ・老朽化した施設、設備も多く、今後、生涯学習・地区住民活動の更なる推進を図るため、施設の計画的な補修や、耐震化の推進、適切な維持管理を行う必要があります。

施策の方向性

- ・地域住民の要望を取り入れ、皆平等に多くの住民が参加できる事業を行います。
- ・地域に生涯学習活動を定着させるため、継続的な事業を取り入れていきます。
- ・地域伝統文化の伝承や郷土歴史の再発見など地域特性を活かした事業を推進します。
- ・住民自らの手により主体的に生涯学習事業が進められるよう支援を行います。
- ・魅力ある市民教室・各種学級等を開催します。
- ・参加者増加に向けたPRを推進します。
- ・市内4図書館の図書及び視聴覚資料の充実を図ります。
- ・老朽化した施設の計画的、効率的な維持補修に努めます。

【指 標】

指標名	現状値（平成 20 年度）	目標値（平成 28 年度）
中高年齢者生き甲斐づく推進事業への参加者数	33,741 人	67,000 人
図書館施設の改修	70%	100%
社会教育総合センター簡易保全計画の進捗率	0%	100%
公民館登録団体数	1,285 団体	1,345 団体
藪塚中央公民館耐震耐力調査事業	0%	100%

主な実施事業

事業名	概要
各種講座の開催	市民教室や高齢者学級等を継続的に行うことで、生涯学習の充実と市民参加型のまちづくりを目指します。
中・高年齢者生き甲斐づくり推進事業	学習意欲の向上、地域活力の創設を目的に市内 16 地区に設置された生涯学習推進協議会に委託し、区民の要望や地区の特性に沿った事業を実施する。
生涯学習施設等の維持補修事業	老朽化した施設を計画的に補修し、生涯教育の充実を図ります。

担当課

- ・生涯学習課
- ・図書館課
- ・行政センター

施策名 スポーツの振興

施策の現状

- ・子どもからお年寄りまで、日常的にスポーツに親しむことで、競技力の向上とともに、生涯健康で明るく充実した生活を送るための施策の推進に努めています。
- ・子ども達のスポーツ教室の開催やジュニアスポーツの強化支援事業に取り組み、次代を担うジュニア層の健全育成や将来トップレベルで活躍できる選手・チームの育成に努めています。
- ・市民が気軽にスポーツに親しめる環境を整備するため、スポーツ施設の改修や設備の充実を進め、利用者の利便性向上や競技者の競技力向上に努めています。

施策の課題

- ・各スポーツイベントも継続的に実施され、市民に親しまれ恒例化していますが、より一層市民参加を得るための周知や、事業内容のマンネリ化に対する方策等検討の必要性があります。
- ・老朽化施設に対する耐震調査、耐用年数を超えた設備の更新、経年劣化を防ぐための改修等、スポーツ環境整備に多額の経費を投入する必要があります。

施策の方向性

- ・アンケートや参加者の意見・要望を分析し、事業内容の検討を行うことにより、より多くの市民がスポーツに親しめるよう努めます。
- ・老朽化施設の整備については、計画的、効率的な予算の執行に努めます。
- ・指定管理団体である(財)太田市文化スポーツ財団との連携を図り、市民の利用しやすい施設運営に努めます。

【指 標】

指標名	現状値（平成 20 年度）	目標値（平成 28 年度）
スポーツ施設の利用者数	1, 194, 456 人	1, 262, 475 人

主な実施事業

事業名	概要
スポーツ施設整備事業	老朽化した施設を整備し、スポーツ環境の安全性や快適化を図る。
太田市スポーツレクリエーション祭開催事業	生涯スポーツの一大イベントとして、学校や地域を越えて親睦の拡大と交流を図ることを目的に開催。
上州太田スバルマラソン開催事業	最近のマラソンブームもあり、競技力の向上を図る。 種目 2km・5km・10km・ハーフ
太田市長旗争奪東日本還暦軟式野球大会開催事業	生涯スポーツの推進、そして参加選手の親睦と交流を図ることを目的とする。東日本還暦野球 32 チーム

おおたスポーツアカデミー運営委託事業	「おおたスポーツアカデミー」を運営し、市内ジュニアスポーツの強化育成、普及啓蒙を図る。
--------------------	---

担当課

- ・文化スポーツ振興課

施策名 芸術文化の推進

施策の現状

- ・新田文化会館、藪塚本町文化ホール、駅なか文化館（以上、文化施設）の管理運営は、太田市文化スポーツ振興財団へ指定管理委託しています。また、社会教育総合センター、学習文化センター（以上、社会教育施設）は生涯学習課、図書館課がそれぞれ管理運営しています。
これらの施設を活用し、市民に文化芸術活動の場を提供しています。
- ・子どもたちが、音楽・演劇に関する高水準の教育を受ける環境づくりを推進しています。
- ・市民会館の閉館後、新田文化会館が後継施設となり、文化芸術活動の中心施設となっていますが、一部の施設・設備の老朽化が進んでいます。
- ・新市民会館建設事業は、学校施設耐震事業等を優先しているため、延期しています。

施策の課題

- ・市西部の新田文化会館が、市民会館閉館・解体後の中心施設として活用されていますが、市中心部の市民会館が必要とされています。
- ・新田文化会館は建設以来 15 年目を迎え、舞台関係の設備の更新が必要となっています。
- ・市内には、新田文化会館、藪塚本町文化ホール、駅なか文化館、社会教育総合センター、学習文化センターがあります。運営主体は異なりますが、連携をはかり、市民にとって利用しやすい文化芸術環境を構築する必要があります。
- ・新市民会館建設の具体的計画を策定し、設置に向けて事業を推進する必要があります。

施策の方向性

- ・新市民会館を建設します。
- ・文化施設設備を計画的に改修又は更新し、効率的な維持管理に努めます。
- ・市内文化施設のネットワーク化を推進し、利用する市民の利便性を図ります。
- ・市民が芸術文化に親しめるような事業の企画・運営に努めます。

【指 標】

指標名	現状値（平成 20 年度）	目標値（平成 28 年度）
新市民会館の建設	0	100%

※平成 25 年度完成予定

主な実施事業

事業名	概要
新市民会館建設事業	芸術文化活動の拠点となる施設の整備により、芸術文化の振興を図る。
文化推進事業	芸術文化活動の支援と、質の高い芸術・芸能鑑賞の機会を提供する。
おおた芸術学校運営事業	児童生徒に音楽・演劇を学ぶ機会を提供し、情操を養い、個性の伸長を図る。

担当課

- ・企画政策課
- ・生涯学習課
- ・図書館課
- ・文化スポーツ振興課

施策名 文化財の保護活用

施策の現状

- ・本市にある国・県・市の指定文化財および登録文化財は 184 件を数え、この保護活用に努めています。
- ・史跡金山城跡・新田荘遺跡・上野国新田郡庁跡などの発掘調査・整備事業、公有地化等を進めています。
- ・資料館・記念館等の運営管理について、企画展や歴史講座などを開催し、恵まれた文化財を活かした地域づくりを推進しています。

施策の課題

- ・史跡の保存整備や建造物の保存改修には、関係者との協議や専門的かつ綿密な調査・検討を要します。
- ・歴史資料館等で年数が経過している施設は、補修・改修等を要する箇所が数多く生じています。

施策の方向性

- ・金山城跡をはじめ上野国新田郡庁跡や新田荘遺跡など史跡の発掘調査・整備事業、公有地化等を推進します。
- ・中島知久平邸をはじめとする文化財建造物の保存整備を進めます。
- ・資料館・記念館等の事業を有効に推進します。

【指 標】

指標名	現状値（平成 20 年度）	目標値（平成 28 年度）
史跡金山城跡の調査・整備	0%（8 年計画）	100%（8 年計画）

主な実施事業

事業名	概要
史跡金山城跡環境整備事業	金山城への主要な登城道となる大手道を調査検討し、復元等の整備により、広く公開・活用を図る。
史跡金山城跡公有地化事業	介在する民有地の公有地化を図る。
史跡新田荘遺跡整備事業	市内 11 箇所の遺跡からなるこの史跡につき、江田館跡の確認調査を行い、整備基本構想の策定を目指す。
史跡上野国新田郡庁跡整備事業	全国最大規模の郡庁の跡であるこの史跡の調査の推進と保存管理計画策定及び公有地化を行う。
（仮称）中島知久平記念地域交流センター整備事業	昭和初期の代表的近代和風建築である中島知久平邸を調査・整備し、地域交流センターとして活用する。

さざえ堂改修補助事業	県重要文化財さざえ堂の全面的な保存修理を行う。
東照宮社殿修理補助事業	国重要文化財東照宮本殿・拝殿などの全面的な保存修理を行う。
埋蔵文化財センター整備事業	出土遺物の保管場所を集約し、保存・展示する施設を整備する。
史跡天神山古墳・女体山古墳整備事業	介在する民有地の公有地化を図るとともに、古墳公園として整備し、広く公開・活用する。
新田荘歴史資料館改修事業	平成 21 年度に太田市に移管されスタートした新田荘歴史資料館の改修事業を実施する。

担当課
文化財課

(2) 福祉健康の増進

- 2 - 1 地域社会福祉づくり
- 2 - 2 障がい者福祉の推進
- 2 - 3 高齢者福祉の推進
- 2 - 4 生活保障の確保
- 2 - 5 人権擁護・同和対策
- 2 - 6 介護サービスの推進
- 2 - 7 国民年金の推進
- 2 - 8 児童福祉の推進
- 2 - 9 母子福祉の推進
- 2 - 10 健康の増進
- 2 - 11 医療の充実
- 2 - 12 国民健康保険の充実

施策名 地域社会福祉づくり

施策の現状

- ・日本赤十字の事業は、血液事業や災害時の救援活動など人命に関する事業が中心の普遍的長期的な事業です。
- ・血液事業は、安全・安心な血液を供給するため、献血ルーム「太田 YOU 愛」と連携し、献血者の確保と迅速かつ安定的な血液の供給体制の確保に努めています。
- ・群馬県内の献血者数は横ばいですが、献血者の不適格者数が増えており、献血できない人の割合が多くなっています。
- ・民生児童委員は法律により設置されているもので、相談業務や生活支援、行政と市民の連絡調整などの活動を行っており、行政からの情報の提供及び周知を迅速かつ的確に行う必要があります。

施策の課題

- ・献血事業は、輸血の割合が高い高齢者人口の増加と献血可能人口の減少といった少子高齢社会の影響を受け、全国的に血液の不足が生じているため、若年層の献血者増を促進する必要があります。
- ・今後も安全・安心な血液を供給するため、献血ルーム「太田 YOU 愛」と連携し、献血 PR 及び啓発活動を行い、献血者の確保と安定的な血液の供給体制の確保をすることが必要です。
- ・少子高齢化や地域社会の支え合いの希薄化、住民意識の多様化などにより民生児童委員に寄せられる相談内容も多種多様化し、広い知識が必要とされるなど、民生児童委員の資質の向上が求められています。
- ・個人情報保護法が情報提供を困難にしており、民生児童委員活動に支障をきたしています。
- ・「災害時要援護者対応マニュアル」を作成したが、今後、台帳の整備、個別プランの同意、作成など、マニュアルの実効性を高める必要があります。
- ・新たな取り組みとして、災害時に自力で避難することのできない高齢者、障がい者等に対する支援体制の整備が急務とされています。

施策の方向性

- ・献血者数の目標人数を 21,354 人とし、現状値より毎年 1%の献血者増を見込みました。
- ・若年層（16 歳から 29 歳）の献血者が減少していることから、学校や会社での献血 PR の強化を図ります。
- ・献血された血液の使われ方等、献血意識を高めるための情報の提供や啓発活動を推進します。
- ・「災害時要援護者避難支援登録申請書」の登録目標人数を 10,000 人とし、「災害時要援護者避難支援者台帳」の整備を行うとともに、情報の共有を目指します。

【指 標】

指標名	現状値（平成 20 年度）	目標値（平成 28 年度）
献血者数	19,722 人	21,354 人
災害時要援護者避難支援登録申請者数	0 人	10,000 人

主な実施事業

事業名	概要
赤十字活動の推進	日本赤十字事業の 1 つである血液事業の安心・安全な安定供給を図るため、献血への広報活動を推進します。
民生児童委員活動の充実	国より委嘱された民生児童委員に対し、職務に関する必要な指導を行い、社会福祉の増進にむけた幅広い視野や資質を持った民生児童委員の育成に努めます。

担当課

・社会支援課

施策名 障がい者福祉の推進

施策の現状

- ・市内の社会福祉法人が経営している障がい者福祉施設の障害者自立支援法への移行に関し、定員を定めて移行しなければならないため、市直営の施設を含め現有施設での定員増は極めて難しい状況にあります。また、特別支援学校、学級の卒業生が今後増加の一途をたどっているために、障害者自立支援法による通所施設等の不足が見込まれます。
- ・障害者自立支援法に基づき、地域活動支援センター等で生産活動の機会の提供や創作的活動を行う地域生活支援事業を実施しています。
社会との交流促進などを行う機能等を付加した施設として、平成 20 年 5 月に藪塚しゅんらん地域活動支援センター、平成 21 年 5 月に新田ななくさ地域活動支援センターの 2 施設を県費補助及び起債等により新築移転しました。
- ・障害者自立支援法施行前に障がい者の職業訓練や日常生活訓練等のため太田、尾島の地域に設置された施設は平成 24 年度に地域活動支援センターへ移行予定。
- ・太田地域の施設 福祉作業所(第一・第二・第三)、在宅重度心身障がい者等デイサービスセンター(両施設ともに平成 6 年 4 月開所)。
- ・尾島地域の施設 尾島ぴっころ福祉作業所(平成 7 年 3 月開所)尾島在宅重度心身障がい者等デイサービスセンター(平成 18 年 4 月開所)。
- ・利用者の障害区分は身体・知的・重度心身障がい者と広範であります。
- ・施設は全て市直営で運営し、また、定員合計は 107 名であるが、今後、高等養護学校等卒業生の受け入れ等増加が見込まれます。

施策の課題

- ・障害者自立支援法の施行に伴い、障害者の地域への移行促進が図られる中で、障害のある人が家庭や地域で自立した生活ができる社会づくりが求められています。
- ・市直営及び市内の社会福祉法人が経営する障がい福祉施設利用者の定員超過のため、受け入れる施設が不足しています。
- ・新法施行前に設置された施設の現状は、利用者への事故の未然防止と経年劣化箇所の改修計画を作成し、建物のライフサイクルコスト低減のため長期間建物を良好な状態に保つ必要があります。
- ・太田地域の施設
施設の老朽化や風雨による影響から主要構造部への損傷が懸念されるため、早期に修繕が必要です。また、照明設備、冷暖房設備機器、重度心身障がい者用の昇降浴槽及び付帯の給排水ガス設備等の交換等が必要な時期と指摘されています。
- ・尾島地域の施設 施設床壁や重度心身障がい者の入浴用リフト等の整備が必要です。
- ・デイサービスセンター部門利用者用の車椅子用送迎車輛及び福祉バスの更新が必要です。

施策の方向性

- ・障害者施策の大きな転換期を迎えた中で「ノーマライゼーション」の理念に基づき、障害者のライフステージに応じた様々な課題を整理し、それに対応する保健・医療・教育・雇用・生活環境などの各分野を対象にした障害者施策の総合的な計画として、第三次太田市障がい者福祉計画を策定します。

- ・市及び社会福祉法人が経営する障がい者福祉施設の新設と、社会福祉法人が施設を新設した場合の支援を行なう必要があります。
- ・老朽化施設を計画的に更新整備し、施設の効率的な維持管理に努めます。
- ・施設利用者の増加と新たなサービス体系に対応するため、将来の利用者の特性も考慮した施設を整備し維持保全する必要があります。

【指標】

指標名	現状値（平成 20 年度）	目標値（平成 28 年度）
障がい者福祉計画実施率	0%	100%
障がい者福祉施設等改修計画に基づく整備率	33.3% （2 施設/6 施設）	100% （6 施設/6 施設）

主な実施事業

事業名	概要
第三次太田市障がい者福祉計画推進事業	障がい者福祉の総合計画を平成 23 年度中に策定し、平成 23 年度から平成 27 年度（5 ヶ年）に計画を推進するものです。
福祉作業所等施設改修整備事業	新たなサービス体系への対応を図るための、施設等の更新整備

担当課

- ・障がい福祉課
- ・福祉事業課

施策名 高齢者福祉の推進

施策の現状

- ・ 人生 85 年の時代を迎え、社会、経済情勢の変化や福祉ニーズの多様化により、社会参加を望む高齢者が増えています。
- ・ 一人暮らしや高齢者のみの世帯が増加し、孤立化が問題になるなど、高齢者の状況は多様化しています。
- ・ 高齢者の健康維持や介護予防などの観点から、生きがいつくりの場やふれあいの場として利用されています。
- ・ 老人福祉センター、温泉施設の利用促進を図り、社会の変化に対応したサービスを提供していかなければならない状況です。

施策の課題

- ・ 高齢化が進行している社会にあつて、高齢者数の増加とともに高齢施策の重要度はますます高まっているので、その対応策が必要となります。
- ・ 社会の変化をリードした事業を取り入れ、高齢者が主体的に生き方を選択できるような配慮が必要となります。
- ・ 団塊の世代の退職により、比較的若い年代の高齢者が増加することに伴い、老人福祉センター及び温泉施設に対する要望も多岐にわたってくることから、これらのニーズを的確に把握していくことが必要となります。

施策の方向性

- ・ 施設、設備の老朽化による故障及び事故を防止し、より快適で安全な施設運営を推進します。
- ・ 老朽化施設・設備を計画的に更新し、施設の効率的な維持管理に努めます。
- ・ 高齢者の教養の向上及びレクリエーション等の教養講座を拡充させていきます。
- ・ 高齢者ニーズを把握し、適切な健康管理につなげていきます。
- ・ できる限り介護が必要にならないよう、老人福祉センター内の機能回復訓練を充実させていきます。
- ・ 老人福祉センターの施設整備を図りサービス提供に努め利用者数を 110%に高めます。

【指 標】

指標名	現状値（平成 20 年度）	目標値（平成 28 年度）
高齢者福祉施設修繕・改修工事計画に基づく整備率	0%	100%
老人福祉センター利用者数 (人)	152,820 人	168,000 人 (109.9%)

主な実施事業

事業名	概要
温泉施設保全事業	温泉施設内の各改修工事、修繕及び機器部品の交換等を計画的に実施し、サービス向上を推進する。
機能回復訓練機器整備事業	健康機器の整備、増設により健康維持につとめる

担当課

- ・ 高齢者福祉施設課

施策名 生活保障の確保

施策の現状

- ・倒産や派遣切り等により稼働年齢層の失業が顕著になっています。
- ・高齢者や傷病者に加え、失業による生活困窮者からの生活保護に関する相談や、生活保護申請が増大しています。
- ・失業と同時に、社宅からの退去を強いられ、ホームレスとなるケースも多数あります。

施策の課題

- ・高齢者や傷病者はもとより、本来、稼働能力を有しながらも、失業により生活困難となっている人々の生活を保障する必要があります。
- ・生活の保障と平行して、自立に向けた就労支援を行う必要があります。
- ・生活保護は生活指導を伴うものであり、原則として被保護者の所在の特定を要するため、失業による住宅喪失者やホームレスのために住宅を確保する必要があります。

施策の方向性

- ・生活困窮者に対し、より多くの適切な情報を提供することにより、自立の助長を図ります。
- ・就労支援の結果として仕事に就き、経済的に自立し、生活保護から脱却する人の割合を増大させます。
- ・住宅喪失者や、その恐れのある人に対し、必要に応じ住宅の確保を支援します。

【指標】

指標名	現状値（平成 20 年度）	目標値（平成 28 年度）
就労自立による生活保護の廃止	5 件	10 件

主な実施事業

事業名	概要
就労促進事業及び自立支援プログラム策定実施推進事業	自立支援を積極的に行うため、ハローワークのほか医療機関、入所施設等との連携を図る。

担当課

- ・社会支援課

施策名 人権擁護・同和対策

施策の現状

- ・「太田市人権教育・啓発に関する基本計画」を策定し、事業を推進しています。
- ・人権についての正しい理解と認識を深めるために、市民・企業・教職員を対象に講演会を開催しています。
- ・企業を対象に冊子を配布し、啓発に努めています。
- ・解放運動団体などの事業に対し、協力・支援をしています。

施策の課題

- ・「太田市人権教育・啓発に関する基本計画」を策定し推進しているが、計画の推進体制の強化を図る必要があります。
- ・市民一人ひとりが人権の大切さを認識し、さまざまな人権問題に関する正しい知識を習得するため、学習できる機会を提供する必要があります。
- ・企業内の推進体制を把握する必要があります。
- ・同和問題の解決を図るため、関係住民の自主的な活動を支援する必要があります。

施策の方向性

- ・「太田市人権教育・啓発に関する基本計画」に基づく施策について、内容・方法の必要性等を検証し、施策の再構築や成果等の点検を行うとともに、必要に応じて本計画を見直します。
- ・今後も講演会を開催し、継続的に啓発活動を行います。
- ・毎年度、選定した企業を訪問し、その活動が基本的人権に配慮したものとなるよう啓発に努めます。
- ・解放運動団体の事業に対し、今後も引き続き協力・支援をしていきます。

【指 標】

指標名	現状値（平成 20 年度）	目標値（平成 28 年度）
啓発活動実施回数	5 回	5 回

主な実施事業

事業名	概要
地域人権啓発活動活性化事業	人権問題研修会開催、啓発冊子・グッズ配布 人権啓発ポスター作製、人権週間啓発 FM 放送

担当課

- ・生活そうだん課

施策名 介護サービスの推進

施策の現状

- ・平成 12 年度に始まった介護保険制度も、在宅サービスを中心に老後の安心を支える仕組みとして定着が図られました。
- ・平成 18 年度には、総費用の拡大に伴う「制度の持続可能性」が課題となり、介護保険の基本理念である「自立支援」をより徹底する観点から、制度の改正が行われ、「新予防給付の創設」「地域支援事業の創設」といった新しい施策が導入されました。この制度改正により、より充実した介護サービスが提供できる仕組みとなりました。

施策の課題

- ・高齢化が急速に進むなかで、ひとり暮らしや高齢者だけの世帯が増えているため、介護保険制度の一層の充実と保健・福祉サービスの充実、更には、一人ひとりの健康づくりや地域での支え合いが重要な課題となっています。
- ・介護を必要とする状態であっても、できる限り住み慣れた家庭や地域での生活ができるよう、居宅サービスの充実が必要です。また、在宅介護が困難な要介護者に対しては、必要な施設サービスを促進する必要があります。
- ・介護保険事業の推進や地域支援事業の展開など、介護保険事制度の適正な運営が必要です。

施策の方向性

- ・今後も介護保険制度の定着化を円滑に図るとともに、保健・福祉・生涯学習などの担当部署と連携をとり、地域特性に配慮した地域高齢者福祉という全体の枠組みのなかで、より充実した介護サービスを進めます。そのために、「介護保険事業計画」と「高齢者福祉計画」を基本とした「はつらつプラン 21」を目標とし、事業を展開します。

【指標】

指標名	現状値（平成 20 年度）	目標値（平成 28 年度）
介護サービスの満足度	3.594	3.735

主な実施事業

事業名	概要
介護保険事業	介護保険事業計画に基づき、介護を要する状態になっても、できる限り自立した日常生活を営めるように、必要な介護サービス（保険給付）を提供します。
地域支援事業	要支援・要介護など介護の必要な状態になる前から介護予防を推進し、高齢者が地域において自立した生活が継続できるよう、介護予防・包括的支援事業・任意事業を推進します。

担当課

- ・介護サービス課

施策名 国民年金の推進

施策の現状

- ・近年の少子高齢化の進展により、社会保障の根本をなすものとして、重要な制度となっています。

施策の課題

- ・中高年層の年金に対する期待感は強いものがあります。
- ・若年層を中心に、将来への不透明感による無関心、無理解も広がっています。

施策の方向性

- ・適切な加入手続き、免除手続き、裁定請求手続きを行い、受給権確保に努めます。
- ・広報などの活用により、国民年金制度の周知を徹底します。

【指 標】

指標名	現状値（平成 20 年度）	目標値（平成 28 年度）
年間口座新規変更受理件数	227	320

主な実施事業

事業名	概要
国民年金事業	健全な国民生活の維持及び向上に寄与することを目的とする制度

担当課

- ・医療年金課

施策名 児童福祉の推進

施策の現状

- ・児童館は、地区ごとに設置を進めており、藪塚本町地区を除き、14館が設置されています。
- ・放課後児童クラブは、小学校区ごとに設置しており、平成22年度では45クラブあり、登録児童数は増加傾向にあります。
- ・平成22年度より71人以上の放課後児童クラブ運営事業の国庫補助金が減額される旨の通知を受けて、1クラブ70人以下への分割化を進めています。
- ・女性の社会進出により子育てと就労の両立が難しくなっており、保育所への入所希望が増えているが、保育所の数・定員枠に限りがあり入所希望者の要望に100%は応えられていません。
- ・子育て短期支援事業、ファミリーサポート事業を実施しています。金銭的負担はありますが、核家族化の影響もあり利用は増加傾向にあります。

施策の課題

- ・子育て家庭の経済的負担の軽減のため、児童手当の支給をはじめ保育料の助成、入園祝い金などが支給されているが、「子ども手当」の導入に伴い見直しが必要です。
- ・次世代育成支援対策施設整備事業は、国の支援のもと園の増改築を順次進めています。が年に2園が限界となっています。
- ・児童館は設備の一部に耐用年数を超えたものがあり、経年劣化による事故を未然に防止し、施設を延命化する必要があります。また、遊戯室に冷暖房装置が無く、設置を望む声があります。
- ・放課後児童クラブは、厚生労働省のガイドラインでは「1クラブの規模は、おおむね40人程度までとすることが望ましい」とされており、さらに「最大70人までとすること」になっています。平成22年度の1クラブ平均人数は約54人で、71人以上のクラブが4箇所あるため、早急にクラブの分割化が必要です。今後、既存の手狭な施設や老朽化した施設の整備対応も必要となります。
- ・放課後児童クラブの設置場所は、小学校の空き教室や学校敷地内又は隣接地が望ましいと考えていますが、学校から離れたところに設置されているクラブもあります。
- ・少子化とはいえ子育てと就労の両立の拡大のため、保育園のニーズは年々増加の一途をたどっており、待機児童を作らないために保育園の増改築等施設整備による定員増が課題となっています。
- ・保育園の入所状況を把握し、希望する保育園の照会をスムーズに行う必要があります。

施策の方向性

- ・児童館は藪塚本町児童館を設置して完了となりますが、老朽化施設を計画的に更新し、施設の安全な維持管理に努めます。
- ・放課後児童クラブは利用者の増加や学校の移転等により、新築や既存公共施設の改修等を行うとともに、借家等も検討しながら、ガイドラインに沿って順次整備を図っていきます。
- ・老朽化が目立つ保育園舎を把握し、園児の安全性・快適性を確保するため早急に対象園舎の施設整備を推進し、併せて、定員増を図ります。
- ・保育園との連絡を密にし、常に入所状況を把握し、入所申請者に迅速に対応します。

また、保育需要に合わせて適正な定員を確保することにより待機児童ゼロを維持していきます。

【指標】

指標名	現状値（平成 20 年度）	目標値（平成 28 年度）
放課後児童クラブの入所率	28.6%	48.0%
待機児童数	0	0

主な実施事業

事業名	概要
児童館施設維持補修事業	老朽化した既存の児童館の大規模修繕を実施する。
放課後児童クラブ設置改修事業	小学校新設・改修等の計画と一体的な整備で放課後児童クラブ室を設置する。また、大規模クラブ分割を図るため施設整備を行う。
保育園施設整備事業	太田市保育園施設整備計画に基づき、老朽化園舎の改築と定員増を併せた整備を推進する。
子育て短期支援・ファミリーサポート事業	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者が病気、出産、冠婚葬祭などにより、児童の養育が一時的に困難になった場合、児童養護施設等で預かり養育を行う。 ・子育て中の保護者の日常生活を支援するために、サポートセンターを通じて育児の助け合いを有料で行う。

担当課

- ・児童施設課
- ・こども課

施策名 母子福祉の推進

施策の現状

- ・ 児童扶養手当の支給は、母子家庭等にとって生活の安定と自律の観点から不可欠な手当となっております。
- ・ 太田市母子会補助金は、太田市母子会が実施する母子福祉事業に要する経費の一部の補助を行っています。
- ・ 母子生活支援施設の入所支援は、母子家庭で子どもの養育が困難な場合や、夫から暴力を受ける母子の場合に施設に入所させ、保護及び母子の自立支援を行っているが、近年の離婚・DV等の増加により施設入所希望者が増えています。
- ・ 母子家庭等の自立支援の援助として、自立支援教育訓練給付事業、高等技能訓練促進費給付事業を実施しており制度の充実に伴い受給者も増加しています。

施策の課題

- ・ 児童扶養手当は、経済的支援の手当であり、今後自立にむけての子育てと就労の両立を図る支援が必要です。
- ・ 母子会は母子家庭の交流の拡大や、経済・精神面等で福祉向上の一助となっていることから、より多くの参加者の拡大が必要です。
- ・ 母子生活支援施設の入所希望者と面接を行い、総合的な判断のうえ適切な入所決定し、入所後の自立に向けた生活指導を徹底することが課題となっています。
- ・ 自立支援の援助として資格取得のための高等技能訓練促進費給付事業は、周知もされ希望者も増えてきているが、資格試験、授業料等の説明を含む事前相談の徹底が必要です。

施策の方向性

- ・ 母子生活支援施設と連絡を密に行い、早期自立に向けての生活指導を目指します。
- ・ 自立支援事業として、「自立支援訓練給付事業」「高等技能訓練促進費給付事業」に加え「ひとり親家庭等の在宅就業支援事業」を実施し、多様な就業支援を目指します。
- ・ 子と生計を同じくする父子家庭の父に児童扶養手当の支給対象を拡大します。

【指標】

指標名	現状値（平成20年度）	目標値（平成28年度）
母子家庭の自立支援	5	30

* 「自立支援教育訓練給付金」と「高等技能訓練促進費」の年間支給者数

主な実施事業

事業名	概要
ひとり親家庭等の在宅就業支援事業	技能取得のための訓練プログラムを実施し、訓練手当の支給と就業までの支援を行う。
母子家庭自立支援給付金事業	経済的支援により資格取得やスキルアップの機会を拡大し自立を図る。

担当課

- ・こども課

施策名 健康の増進

施策の現状

- ・高齢社会が進展するなかで、脳疾患・心疾患等重篤で複数診療科にまたがる疾患が増加していますが、高度な救急医療に対応のできる医療機関は、県央に偏在しているため、市内に高度救急医療の機能を有した施設が必要となっています。
- ・本市の基幹病院である総合太田病院の移転建替事業を支援しながら、この機にあわせて本市としての高度救急医療施設の充実を図るための整備事業を進めています。
- ・移転用地の確保・土地収用法にかかる事業認定を取得し、平成 22 年度建設工事着工、24 年 6 月頃開院の予定です。
- ・地域医療の疲弊が問題となっており、内科・産科・小児科・脳外科などの診療科目を中心とした医師不足が深刻化しています。
- ・市内救急病院の勤務医師についても不足する傾向が続いています。
- ・本市における救急医療体制は、総合太田病院を中心とした市内 6 つの民間救急医療告示病院によって支えられていますが、本来、救急医療の運営は不採算であるところ、医師不足とあいまって、近年の運営はさらに苦しく、公的助成なくしては、運営維持が困難な状況です。
- ・市民の健康づくりへの関心は高いものがあります。太田市健康づくり計画「健康おおた 21」を推進していくため、市民、行政及び関係団体からなる太田市健康づくり推進協議会を設置・開催しています。協議会においては、健康づくり関連事業の実施状況を確認するとともに内在する課題の提起と解消に努めています。
- ・保健事業は、太田市保健センターの建設当時と比べ、大きく変化し、事業の多様化により現施設では効率的な事業運営が難しく、プライバシー保護・バリアフリー対策面においても利用者に対する配慮が不十分となっています。加えて、同敷地内には、他 3 施設が併設されており慢性的な駐車場不足となっているため、利用者に対する利便性低下の解消が困難な状況となっています。

施策の課題

- ・24 時間体制で救命救急に対応のできる機能を有する高度救急医療施設の整備が急務となっています。
- ・高度救急医療施設完成後の管理運営体制について、検討する必要があります。
- ・安全・安心なまちづくりの推進のため、6 つの民間救急医療告示病院の維持存続を確保し、これ以上地域の医療資源が減少することのないよう財政支援を行っていく必要があります。
- ・市民の健康増進を図るため、太田市健康づくり推進協議会をより一層活用し、内在する課題解消を図る必要があります。
- ・太田市健康センターは、施設の老朽化がすすむとともに、多様化した保健事業への対応が困難となっており、効率的な事業運営ができるプライバシー保護・バリアフリー対策等利用者に対する配慮した施設整備が急務となっています。

施策の方向性

- ・高度救急医療施設完成後は、（仮称）新総合太田病院を指定管理者として運営させることを検討していきます。
- ・より良い地域医療の推進が図られるよう、新病院と関係者による高度救急医療施設運営委員会等を設置し、検討していきます。
- ・高度救急医療施設として機能整備された（仮称）新総合太田病院を中心とした6民間救急医療告示病院による救急医療体制が維持され、市民のための効率的な救急医療が確保されるよう、医師不足問題が改善されるまで、公的支援を継続します。
- ・「健康おおた21」は、平成29年度を最終目標としています。中間年度を目安に、中間評価を実施し、計画を推進していくうえでの目標達成に向けた課題の整理と取組内容の見直し・改善を太田市健康づくり推進協議会で協議していきます。
- ・新太田市保健センター建設事業は、プライバシー保護・バリアフリー対策などの利便性・快適性を重視し、市民の健康づくりに対するさまざまな要求に対応できるよう充実した施設を整備していきます。

【指 標】

指標名	現状値（平成20年度）	目標値（平成28年度）
高度救急医療施設整備運営委員会等の設置	0	100%
救急医療告示病院数	6	6
「健康おおた21」特定7分野事業の課題解消率	0	90%
新保健センターの整備	0	100%

主な実施事業

事業名	概要
高度救急医療施設の運営	運営委員会等を設置し、適切な運営について検討を行う。
救急医療対策助成事業	市内6民間救急医療告示病院の運営の補助事業
「健康おおた21」の推進	関係機関と連携し、生活習慣病予防と健康増進のための特定7分野事業を推進し進捗管理を行う。
新太田市保健センター建設事業	現在の太田市保健センターが老朽化しているため、建設にかかる調査・研究を行い、建設事業を推進する。

担当課

- ・健康づくり課

施策名 医療の充実

施策の現状

- ・老人保健事業は、今後、増大する対象者に対して持続可能な制度とするため、国は、平成 18 年度に老人保健制度の制度改正を行い、平成 20 年度より後期高齢者医療制度として施行されています。
- ・福祉医療においては、小児、重度心身障害者（高齢重度を含む）、母子・父子家庭等の受給資格者が保険診療を受けた際の自己負担分を助成しています。
特に小児については、平成 20 年 10 月以降、入院・外来ともに対象が中学 3 年生までとなり、その充実が図られています。

施策の課題

- ・後期高齢者医療制度の廃止が予定されており、今後、どのような制度になっていくのか不透明であります。
- ・福祉医療は、支給対象者自らが申請し、市がその資格を認定するものであるため、該当者の申請漏れ等が発生しないよう努める必要があります。
また、その資格区分に基づく有効期限が定められるとともに、必要に応じ、更新手続きが義務付けられているものであることから、適正な医療費を支出していく上で、資格等の的確な把握が必要です。

施策の方向性

- ・新しい高齢者医療制度の創設に当っては、平成 22 年度中に意識調査の実施、公聴会を開催の後、最終取りまとめ、平成 23 年度中の法案成立。その後、施行準備に 2 年を要し平成 25 年 4 月に施行のスケジュール（見込み）が国から示されています。
- ・福祉医療については、今後も庁内関係部署との綿密な連携のもと、受給資格者の把握と住民に対する制度の周知に努めていきます。

【指 標】

指標名	現状値（平成 20 年度）	目標値（平成 28 年度）
福祉医療費受給資格者数	43,751 人	49,000 人

主な実施事業

事業名	概要
老人保健事業（後期高齢者医療制度）	制度の周知、各種申請の受付、人間ドック検診費の助成及び保険料の徴収
福祉医療事業	受給資格者の健康管理の向上を目的とした福祉医療費の助成

担当課

- ・医療年金課

施策名 国民健康保険の充実

施策の現状

- ・国民健康保険は、不況によるリストラや高齢化の進展に伴う加入者が増加し、医療費も年々増加の傾向を示しています。
- ・事業運営を取り巻く状況も非常に厳しいものとなっており、増加している滞納者への対策や外国人に対する適正な資格管理なども重要な課題となっています。
- ・これらの状況を踏まえ、保険資格や事業推進における医療費の適正化に努めるほか、特定健診や特定保健指導の実施により給付の低減化に努めるなど、制度の適正な運営を推進しています。

施策の課題

- ・財源を確保することにより国保財政を安定的に運営する必要があります。
- ・医療費が増え続けているため、抑制する必要があります。
- ・特定健診・特定保健指導の受診率と実施率が、目標値を下回る結果となっています。

施策の方向性

- ・国民健康保険資格の適用の適正化を図ることにより、適正な財源を確保します。
- ・制度の周知と資格管理を徹底することで、適正な医療費支出に努めます。
- ・特定健診・特定保健指導をはじめ、各種保健事業の周知・啓発を徹底し推進することで、生活習慣病の予防など市民の健康維持増進を図ります。

【指 標】

指標名	現状値（平成20年度）	目標値（平成28年度）
加入世帯数（世帯）	34,129	33,510
被保険者数（人）	64,843	61,588

主な実施事業

事業名	概要
国民健康保険事業	国保被保険者の疾病、負傷、出産、又は死亡に関して、必要な保険給付を行う。

担当課

- ・国民健康保険課

(3) 生活環境の整備

- 3 - 1 環境政策の推進
- 3 - 2 公園・緑地の整備
- 3 - 3 多様な公園整備と都市緑化の推進
- 3 - 4 上水道の整備
- 3 - 5 下水道等の整備
- 3 - 6 生活環境の保全
- 3 - 7 ごみの処理
- 3 - 8 し尿の処理
- 3 - 9 河川の整備
- 3 - 10 消費生活の安定
- 3 - 11 防犯体制の強化
- 3 - 12 防災対策の推進
- 3 - 13 危機管理体制の推進
- 3 - 14 建築物の安全対策の推進
- 3 - 15 消防に関すること
- 3 - 16 地域防災体制の確立
- 3 - 17 交通安全対策の推進
- 3 - 18 交通体系の整備
- 3 - 19 道路・生活廃水路の維持整備
- 3 - 20 良好な居住環境の実現

施策名 環境政策の推進

施策の現状

- ・環境基本計画については、平成 19 年度にスタートし、毎年発行している環境白書により、進捗管理を行っています。
- ・新田地域湧水地保全整備事業については、これまで荒廃していた湧水地について、代表的湧水地の浚渫（しゅんせつ）により湧水量を復元し、水量の観測及び啓発用ガイドブックを作成しました。
- ・太陽光発電システム導入促進事業については、国が平成 21 年 1 月、県が 8 月から補助事業を始め、11 月には電力会社の売電価格が約 2 倍となったため、設置件数が増加しています。
- ・環境フェアについては、毎年、多くの環境関係団体が参加し、省エネやエコ等をテーマに啓発活動を実施しています。
- ・本市が平成 18 年度に策定した「太田市地域新エネルギービジョン」中の「まちごと次世代エネルギーパーク構想」の中心となる施設を、北部運動公園内に整備する計画を推進してきました。
- ・環境省の補助事業の「21 世紀環境共生型住宅のモデル整備による建設促進事業」により北部運動公園内に次世代エネルギーパークの体験学習施設となる「太田市 21 世紀環境共生型モデル住宅」（エコモデル住宅）を建設しました。
- ・バイオマスタウン構想の実現に向けて関係機関と協議をしてきました。

施策の課題

- ・電力の CO₂ 排出係数が大幅に上がったことにより CO₂ 削減量が年度目標を下回っています。
- ・可燃ごみに大きな割合を占める多量の水分が、重量ベースの減量の大きな阻害要素となっています。
- ・荒廃した湧水地を復元し、自然遺産を後世に残す必要があります。
- ・地球温暖化をはじめとする環境問題に市民がさらに関心を持つよう啓発を図る必要があります。
- ・エコモデル住宅を活用した環境問題やエネルギー問題の普及啓発及びエコハウスの普及促進を図る必要があります。
- ・エコモデル住宅と北部運動公園の施設と一体的な利用を進める必要があります。
- ・市民に対してバイオマスタウン構想の啓発を図る必要があります。

施策の方向性

- ・環境基本計画については、社会を取り巻く環境の変化等に対応するため 5 年程度（平成 24 年度）を目途に必要な見直しを予定しています。
- ・荒廃した湧水地を復元するため、市民団体・地区住民と市の協議により、復元活動を推進します。
- ・太陽光発電システム導入促進事業については、引き続き実施するとともに、増え続ける家庭でのエネルギー使用量を抑制するため、新たに平成 21 年度から始めた省エネルギー機器設置費補助事業についても実施していきます。
- ・環境フェアについては、地球環境から身近な生活環境まで現状や課題、取り組みなどへの関心や意識の高揚を図るため今後も実施していきます。

- ・環境団体、学校及び関係機関等と連携して、地球環境保全のための諸施策の普及啓発活動を推進していきます。
- ・エコモデル住宅と北部運動公園の連携を図ります。
- ・バイオマスタウン構想を具現化するため関係機関と連携を図ります。

【指 標】

指標名	現状値（平成 20 年度）	目標値（平成 28 年度）
CO ₂ 排出量を 1,665t 削減	273.02t-CO ₂	3330.0t-CO ₂

主な実施事業

事業名	概要
太陽光発電システム導入促進事業	太陽光発電システムを住宅等に設置した者に対し、奨励金を支給することにより、環境に対する市民意識を高め、クリーンエネルギーの普及促進に寄与する事業。
省エネルギー機器設置費補助事業	地球温暖化の原因とされる温室効果ガスの削減に配慮した省エネルギー機器の普及を積極的に図るため、補助金を交付する事業。
次世代エネルギーパーク整備事業	太田市次世代エネルギーパーク構想に基づき、新エネルギー等を実際に見て、触れて、学習できる施設を整備することで、次世代エネルギーや環境問題について市民の理解の増進を図る事業。
地域循環型社会構築支援事業	バイオマスタウン構想に基づき、地域で発生する有機資源（バイオマス）を活用した循環型社会の構築を図る事業。

担当課

- ・環境政策課

施策名 公園・緑地の整備

施策の現状

- ・日常的な健康運動の場として、また語らいやふれあいの場として歩いて行ける範囲の身近な公園の整備を進めています。
- ・現在の社会情勢を反映して、公園内における安全性の向上を望む声も高まっており、既設公園においても、このような要望を念頭に置いた公園リメイク事業を進めています。
- ・東矢島土地区画整理地区内に面積 2,500 m²の公園を新設してきましたが、さらに（仮称）東矢島中央公園（面積 20,000 m²）について、住民とワークショップ等により整備計画を策定し、事業を推進します。
- ・尾島東部地区土地区画整理地区内の公園整備が求められており、区画整理事業の進捗等に合せた計画で進めていきます。
- ・渡良瀬川河川緑地は市民の貴重な憩いの場として利用されていますが、未整備部分も多く、不法投棄などの問題もあり、地域住民を中心に整備の要望があります。
- ・太田市民ゴルフ場から多目的スポーツ広場に移行し、小学生から高齢者までスポーツに親しんでいます。
- ・渡良瀬川河川緑地のうち、27ha の多目的スポーツ広場の改修整備を行い、公園・緑地の適切な維持管理に努めています。

施策の課題

- ・本市の都市公園面積は国庫補助採択基準「1人あたりの面積 10 m²」を越えている状況です。
- ・市内の既設公園には老朽化が進んでいる公園が多いため、安全性の向上が求められており、そうしたニーズを念頭に置いた早急かつ柔軟な対応が求められています。
- ・尾島土地区画整理事業地内の公園整備は区画整理事業の進捗状況で変わるため、計画年度が定まらない状況です。
- ・渡良瀬川河川緑地は、河川法等による規制が強いため、関係機関との協議を十分に行いながらの整備が必要です。
- ・現在、旧新田町、旧太田市の緑の基本計画については、平成27年度を目標年度にしていることから、新太田市としてバランスのとれた総合的・計画的な事業を推進していく必要があります。
- ・渡良瀬川河川緑地は、利用者が快適にプレーをするための施設を整備する必要があります。

施策の方向性

- ・公園整備の実施率の目標を 100% に定めて整備を進めます。
- ・公園整備に多額な費用を要するため、地域の特性に応じた公園整備を行います。
- ・老朽化した公園を計画的に更新し、施設の効率的な維持管理に努めます。
- ・渡良瀬川河川緑地は利用目的を定めた計画を策定します。
- ・緑豊かなまちを形成していくことを目指し、都市公園等の整備や公共空間の緑化、山林や農地の保全、緑に関わるまちづくり活動への支援など地域の特性や、住民にニーズを取り入れながら、都市計画マスタープランとの整合を図り、緑のまちづくりを推進します。

- ・市民が日常的にスポーツに親しむことで、競技力の向上とともに、スポーツを通じて、健康で明るく充実した生活を送るための施策の強化に努めます。
- ・市民が気軽にスポーツに親しめる環境にするため、スポーツ広場の改修や設備を充実させます。
- ・公園や緑地利用者の利便性の向上と競技者の競技力向上に努めます。
- ・市民参加型の各種イベントを実施し、スポーツの普及、拡大を図ります。

【指標】

指標名	現状値（平成 20 年度）	目標値（平成 28 年度）
都市公園等公園整備率	20.8%	100%
スポーツ広場の利用率	70.0%	100.0%

主な実施事業

事業名	概要
住区基幹公園整備事業	(仮称) 東矢島中央公園(2ha) 公園リメイク事業
千歳公園整備事業	尾島東部区画整理事業地内 近隣公園(1ha)
渡良瀬川河川緑地整備事業	緑地面積 126ha

担当課

- ・花と緑の推進課
- ・公園管理課
- ・文化スポーツ振興課

施策名 多様な公園整備と都市緑化の推進

施策の現状

- ・八王子丘陵は近年下草刈等が行われず、アズマネザサ等により篠藪状態を呈しています。
- ・丘陵の裾部周辺は、桑園として利用されていたが、養蚕の衰退により放置され竹木が侵入し荒廃が進んでいます。
- ・アカマツ群落は、燃料としての利用価値が無くなり林内が手入れされず、全国的に広がった松くい虫により、枯死を招き大きく減少しています。
- ・スギ・ヒノキ等の植栽された木々も管理不足により過密林となり、林床の裸地化が起こるなど著しく森林が荒廃しています。
- ・八王子山公園墓地は、昭和61年から20ヵ年計画で当初3,800基の区画を計画し造成、第2期工事を含め3,365基が完成、既に2,800基が分譲を完了しています。

施策の課題

- ・森林の水源かん養や保健休養等公益的機能が低下し、藪化した森林内が不法投棄の場所と化しています。
- ・森林の整備にあたっては、計画区域の森林が私有林であることから全土地所有者の協力と同意が必要です。
- ・限られた豊かな自然環境を、次世代へ引き継いでいく重要性の理解を、森林所有者に得る必要があります。
- ・八王子山公園墓地の計画区域内に未相続地及び戦時中の地下工場跡により造成不能区域が存在します。また、既に完成している墓地も残り500基あまりで5~6年で完売となります。

施策の方向性

- ・八王子丘陵を人と自然が共生する林として、里山本来の持つ自然を活かした身近な自然とのふれあいの場、自然環境の体験学習の場等として整備を実施します。
- ・八王子丘陵の豊かな自然を太田市の魅力ある資源として再生し、保全・活用していくことを目指して整備を実施します。
- ・八王子丘陵の南側緩斜面には、やぶ塚温泉をはじめジャパンスネークセンター・三日月村・教育の森・太田市北部運動公園の芝桜等多くの観光資源を有しており、これらの観光資源を有効に活用しながら、より適切な整備を進め、市内、市外を問わず多くの人々が訪れてくれるような魅力ある森林整備を実施します。
- ・森林は市民の自然とのふれあいの場として、温泉地や観光地を訪れる観光客に潤いを与え保健的な役割を持つとともに、森林が従来から持つ災害防止・環境保全機能等を発揮し、住民の安全を保ってくれるなど大きな役割を果たしています。この森林を生活環境に必要不可欠なものとして位置づけ、地域の実態に即した森林整備を実施します。
- ・八王子山公園墓地の造成可能区域を精査し、低廉な墓地を増設し、広く市民に提供します。

【指標】

指標名	現状値（平成 20 年度）	目標値（平成 28 年度）
八王子山公園墓地整備率	88.6%	100.0%
八王子丘陵遊歩道整備延長	0km	12km

主な実施事業

事業名	概要
八王子丘陵整備事業	林内歩道 L=12km 管理道 L=2km 森林整備 A=130ha
八王子山公園墓地整備事業	墓地区画の増設

担当課
・花と緑の推進課

施策名 上水道の整備

施策の現状

- ・普及率は99.5%となっています。
- ・平成17年の合併に伴う料金を統一しました。(実質、料金値下げ)
- ・平成19年度から5ヵ年継続事業として「水道事業包括業務委託」を実施しています。(職員数半減)
- ・平成21年度末 管路総延長 1,399,288.89m。(うち、石綿セメント管 97,500 m)
- ・平成21年度末 企業債残高 20,516,595 千円(約16億の借換債を含む)
- ・表流水、地下水、県水供給事業の3種の水源を確保しています。
- ・両毛6市間で災害応援協定を締結。各市間で接続管を敷設しています。

施策の課題

- ・施設の老朽化
- ・耐震化の遅れ、石綿セメント管残存
- ・給水量減少(節水機器の普及、景気の動向に左右)
- ・平成23年度で「水道事業包括業務委託」の期間が終了します。

施策の方向性

- ・施設設備の延命を図る必要があります。
- ・アセットマネジメントの導入(施設の耐震化計画・施設の更新計画・企業債額の平準化)を検討します。
- ・企業債の借入れは企業債元金償還額の範囲内で行います。
- ・適切な組織体制を検討します。
- ・料金改定を検討します。

【指 標】

指標名	現状値(平成21年度)	目標値(平成28年度)
普及率の現状維持	99.5 %	99.5 % 以上

主な実施事業

事業名	概要
企業債残高の削減	毎年度の企業債借入額は、企業債元金償還額の範囲内にて借入を行い、経営の効率化を推進する。
水道施設整備改修事業	配水管網の整備改修や老朽施設の更新を行う。

担当課

- ・上下水道総務課
- ・水道工務課

施策名 下水道等の整備

施策の現状

- ・本市の汚水処理は、これまで単独公共下水道、流域関連公共下水道、農業集落排水事業、コミュニティプラント（団下水道）、戸別浄化槽事業などで整備を進めてきました。
- ・単独公共下水道事業は、昭和41年に着手してから、市街化区域を中心に、平成20年度末で認可区域1,244.1haの内、1,049.7haの供用を開始し、引き続き整備を進めています。
- ・流域関連公共下水道事業は、西邑楽処理区と新田処理区の2地域を整備しており、西邑楽処理区は認可区域288haの内、175.6haの供用を開始しています。また、新田処理区は認可区域620.3haの内、313.7haの供用を開始しています。
- ・農業集落排水事業は、11箇所の処理区域で924haの供用を開始し、平成23年度には新たに1箇所98haの整備が完了し、供用を開始します。
- ・コミュニティプラントは、7箇所の処理区域で189.2haが整備されています。
- ・戸別浄化槽事業は平成20年度末において3地区180基が供用を開始しています。

施策の課題

- ・下水道整備は多額な費用を要するため、建設コストの低減等に努めることが重要です。
- ・下水道施設及び機械設備には老朽化したものがあり、効果的な維持管理や延命化のための施策として計画的な更新が必要となっています。
- ・下水道等普及率を向上させる必要があります。

施策の方向性

- ・下水道等の普及率の目標を78.0%に定めて整備を進めます。
- ・地域の特性に応じた汚水処理施設を整備していきます。
- ・老朽化した施設や機械設備を計画的に更新し、延命化と効率的な維持管理に努めます。

【指標】

指標名	現状値（平成20年度）	目標値（平成28年度）
下水道等の普及率	66.6%	78.0%

主な実施事業

事業名	概要
流域下水道建設費負担金	県が実施する流域下水道の処理場と幹線管渠の建設費の負担。
浄化槽設置整備事業	生活排水による公共水域の汚濁を防止するため、浄化槽設置者に対して補助金を交付。

浄化槽市町村整備推進事業	地区からの要望により、合併浄化槽の設置及び管理を市が行う事業。
公共下水道管渠整備事業	単独及び流域関連公共下水道区域内の管渠整備事業。
合流式下水道緊急改善事業	集中豪雨等による、合流汚水の河川流出を減らすため貯留槽を設置し、合流式下水道の改善を図る事業。
農業集落排水事業（機能強化）	中江田北地区の処理施設老朽化に伴う、改良及び修繕事業。
公共下水道終末処理施設改築事業	中央第一浄化センター、中央第二浄化センターの老朽化した施設、機械・電気設備等機能維持のための更新事業。

担当課

- ・ 下水道整備課
- ・ 下水道施設課

施策名 生活環境の保全

施策の現状

- ・市内の幹線道路に面する地域の自動車騒音を測定し、環境基準の適合状況を調査し、公表しています。また、その結果を関係機関に報告し、自動車騒音対策に必要な資料を提供しています。
- ・市内河川等の27地点において、水質を測定し、環境基準の適合状況を調査し、公表しています。また、その結果を関係機関に報告し、河川の水質汚濁防止対策に必要な資料を提供しています。
- ・市内の特定事業場〔有害物質使用施設を有する事業場等〕の排水水及び地下浸透水の水質を測定し、排水基準の適合状況を調査し、河川及び地下水の水質汚染を未然に防止しています。
- ・環境美化活動を地域から広めるために重点地区（指定期間2年）を定め、ポイ捨て防止啓発看板等の設置により生活環境の保全に努めています。

施策の課題

- ・幹線道路に面する地域の自動車騒音が、環境基準を満たす世帯の割合は、概ね90%前後で推移している。このことから、良好な住環境が一部の地域で確保されていません。
- ・河川の汚濁指標であるBOD75%値は年々改善傾向にあるが、一部の河川で環境基準を超過しています。
- ・市内特定事業場への立入調査において排水基準適合状況を調査しているが、一部事業場で排水基準を超過しています。
- ・北関東自動車道の建設などによる住環境の変化から、一部の地域でポイ捨てされる箇所・頻度が増す傾向があります。

施策の方向性

- ・自動車騒音の環境基準超過地域ゼロを目標に、計画的に評価を行い資料を提供します。
- ・下水道整備等による生活系排水の改善及び事業系排水の監視により、河川の水質汚濁を防止します。
- ・事業場排水の監視を強化し、排水基準超過ゼロを目標にします。
- ・ポイ捨て防止啓発看板等の設置など啓発事業を継続します。

【指 標】

指標名	現状値（平成20年度）	目標値（平成28年度）
自動車騒音の常時監視実施率	44.1%	216.1%
公共用水域環境基準達成率 （BOD75%値）	75.0%	87.5%
特定事業場の排水基準遵守率	83.7%	100.0%

主な実施事業

事業名	概要
国県道における自動車騒音の常時監視	騒音規制法第に基づき、市内幹線道路における、道路交通センサス区間ごとの自動車騒音と交通量・条件を測定・調査し、環境基準適合状況について面的評価を行う事業。
公共用水域の常時監視	群馬県水質測定計画及び太田市水質測定計画に基づき市内河川等の水質調査を実施し、その汚濁状況について環境白書等で広く市民に公表することで、水質汚濁防止や環境保全の意識を高める事業。
特定事業場の水質立入調査	特定施設及び排水処理施設の管理状況や汚水処理の方法その他必要な事項に関し報告を求め、又は排出水の検査を実施することにより公共用水域及び地下水の汚濁防止を図る事業。
ポイ捨て防止推進事業	清潔で綺麗な街づくりを推進し、快適な生活環境を確保するため、ポイ捨て防止重点地区を認定し、清掃や啓発活動を実施する事業。

担当課

- ・環境政策課

施策名 ごみの処理

施策の現状

- ・平成4年度に4号焼却炉(処理能力85ト炉×2炉)が稼働し、平成9年度には3号焼却炉(150ト炉×1炉)の全面改修を行い、平成14年度には4号焼却炉の高度排ガス処理設備の改修を行い、ごみ焼却処理施設の整備を進めてきました。
- ・太田市清掃センター灰溶融炉は焼却炉から排出される焼却灰を資源化し、循環型社会構築を推進するため、平成17年4月から本格稼働を開始したが、燃料費等の高騰による委託経費の増高から平成21年度より事業を一時休止しています。
- ・新田緑のリサイクルセンターは、旧新田町が剪定枝の資源化施設として平成16年10月から稼働させている施設で、平成17年3月の合併に伴い全市に利用を拡大したことから処理量が増加しています。
- ・廃棄物分別排出の徹底や指定有料ごみ袋制度の導入などにより、ごみの減量化ひいては地球環境に優しい循環型社会の構築に寄与する事業運営に取り組んでいます。
- ・廃棄物分別排出の徹底に対応するため、祝日収集や粗大ごみの戸別収集を実施するなど、市民の利便性向上を図っています。
- ・区長や環境保健委員長を始めとする市民、環境保護関係団体等との協働により、秩序ある廃棄物排出やリサイクルの推進に努めています。
- ・リサイクルを推進するため、各行政センター等へリサイクル倉庫を設置することにより、紙類を始めとする資源ごみの拠点回収を行うとともに、市民団体による回収に対しての報奨金交付制度を実施しています。

施策の課題

- ・ごみ処理施設は、建設から10年以上を経過したことから設備の老朽化が進み、毎年多大な補修費が掛かっています。また、一般廃棄物処理基本計画では平成29年度に新たな焼却施設を稼働させる計画となっていることから、平成21年度に市内にごみ処理施設整備計画調査研究プロジェクト組織を立ち上げました。
- ・太田市清掃センター灰溶融炉は、本格稼働から5年目に一時休止となったが、今後再稼働する場合、施設の補修や運転員の確保等により多大な経費と期間を要します。
- ・新田緑のリサイクルセンターは稼働から6年が経過し、この間大規模な補修をしていないことから機器の損傷が激しく、また処理量も増加しているため大規模な補修が求められています。
- ・今後のごみ減量に向けた特効的な事業および資源循環型社会の構築に資する関連事業(バイオマス等)の実施が困難な状況にあります。
- ・焼却処理されるごみについて、本来はリサイクルも可能な廃棄物が大きな割合を占めており(重量ベースでは生ごみ類、組成ベースでは紙類)微増傾向が続いています。
- ・循環型社会構築に向けてのごみ減量化意識や実践活動について、市民間にレベルの差があります。

施策の方向性

- ・ごみ処理施設については、新たなごみ処理施設を平成29年度の稼働を目標に市内組織としてごみ処理施設整備計画調査研究プロジェクト組織を立ち上げたところであるが、環境省及び群馬県では、広域処理によるごみ処理施設の効率化とごみの減量化等を推進していることから、広域化を検討します。

- ・新たなごみ処理施設の稼働までの間、既存のごみ処理施設の安定稼働を行うため、計画的な補修計画を立案するとともに、平成 24 年度以降に大規模な補修が発生しないよう効率的計画を策定します。
- ・太田市清掃センター灰溶融炉については、新たなごみ処理施設整備計画との整合性を図りながら、再稼働について検討します。
- ・新田緑のリサイクルセンターについては、機器の補修計画を策定し安定稼働に努めます。また、搬入量の増加に伴うストックヤードの整備と資源化物である粉碎品の製品化までに 6 ヶ月程度を要することから、現在の敷地では手狭であります。そのため、広い敷地への移転を検討します。
- ・更なるごみ減量化に向け、分別排出や指定有料ごみ袋制度等を維持するとともに、新たな効果的事業の実施に向けた研究に取り組みます。
- ・生ごみの削減に向けて、生ごみ処理槽等設置助成金制度を継続するとともに、家庭等における生ごみの堆肥化を促進するなど、具体的で着実な対応を実施します。
- ・循環型社会の構築に向けた市民意識の高レベルでの平準化を図るため、より積極的に多角的な啓発活動に努めます。

【指 標】

指標名	現状値（平成 20 年度）	目標値（平成 28 年度）
家庭系ごみの減量	605 kg/1 世帯（年間）	581 kg/1 世帯（年間）

主な実施事業

事業名	概要
「4R」の啓発事業	「4R」に関する認識と実践の向上を図るための説明機会を拡充するとともに各種情報媒体を通じた広報活動を積極的に行ないます。
ごみ収集車のハイブリッド化の推進	市直営収集班が使用のごみ収集車のハイブリッド化を推進し、収集活動に伴う環境負荷（燃料使用、排気ガス発生）の軽減に努めます。
生ごみ処理槽等設置助成金交付事業	生ごみの減量と資源化を推進するため、家庭用の生ごみ処理槽等の設置に対し助成金を交付し、その普及拡大を図ります。
広域ごみ焼却施設整備事業	既存のごみ焼却施設が老朽化したことから、広域的なごみ焼却施設の整備を図ります。
ごみ処理施設の補修事業	ごみの焼却施設が安全かつ円滑に稼働するため、補修を行います。

担当課

- ・清掃施設管理課-
- ・リサイクル推進課

施策名 し尿の処理

施策の現状

- ・し尿等処理施設管理業務及び生活雑排水槽汚泥引抜業務を実施しています。
- ・第一クリーンセンターは昭和59年、第二クリーンセンターは平成7年、新田クリーンセンターは平成3年に竣工し、各施設とも老朽化が進んでいます。
- ・脱水汚泥を焼却し、肥料として市民に提供しておりますが、焼却施設の損耗が著しく補修が必要となっております。
- ・生活雑排水槽の汚泥引抜を行い、河川の水質保全及び生活環境の改善を図っています。

施策の課題

- ・施設の老朽化に伴い、経年劣化による事故を未然に防止するため、設備の更新が必要です。
- ・市内3箇所のクリーンセンター及び藪塚貯留槽の施設更新、あるいは統廃合などを検討し、今後の処理施設の規模などの適正化を図る必要があります。

施策の方向性

- ・し尿処理適正化基礎調査により今後の事業方式を検討します。
- ・現有施設の精密機能検査を実施し、施設整備計画の基礎資料とします。

【指 標】

指標名	現状値（平成20年度）	目標値（平成28年度）
生活雑排水槽清掃業務	93.0%	100%

$$(3,120 \text{ 基} + 1,718 \text{ 基}) \div 5,200 \text{ 基} \times 100 = 93.0\%$$

旧太田市引抜済件数 旧3町引抜済件数 当初生活雑排水槽想定数

主な実施事業

事業名	概要
し尿処理施設等基幹整備事業	し尿などを効率的に処理するため、施設の統廃合や処理施設の整備を推進します。

担当課

- ・下水道施設課

施策名 河川の整備

施策の現状

- ・近年、都市化が進むにつれ、河川流域の開発が急速に進み、これまで流域が有していた保水、遊水機能が低下し河川への雨水流入量が増大して、流域における水害の危険性が増しています。
- ・河川、道路に架かる橋は、建設当時の基準により設置されたが、経年劣化が進み、また、現在の耐震基準に対応できていません。

施策の課題

- ・幹線水路の大部分は、用排水路を兼用しており、用水時期には有効断面の確保が出来ていません。
- ・幹線水路の新設、改良を行うには多額の費用と期間を要します。
- ・橋の安全性を確保するため改良工事を実施するにあたり長寿命化計画の作成が必要であります。
- ・橋の改良工事を実施するのに多額の費用と期間を要します。

施策の方向性

- ・効率的に河川の整備を行います。
- ・経年劣化及び重要路線に架かる橋等、優先順位に基づき改良工事を実施します。

【指 標】

指標名	現状値（平成 20 年度）	目標値（平成 28 年度）
供用開始排水路整備延長	3,400m	27,200m

主な実施事業

事業名	概要
幹線水路等整備事業	幹線水路の新設、改良を行う。
橋梁新設改良事業	橋の安全性を確保するため改良工事を実施する。

担当課

- ・道路建設課

施策名 消費生活の安定

施策の現状

- ・消費生活を取巻く状況は、社会情勢の変化に伴う家族形態やライフスタイルの変化により、利便性が向上した反面、消費者をめぐるトラブルは多様化し複雑化・高度化している状態にあります。
- ・手口が巧妙化・悪質化して、深刻な被害実態が見受けられるようになっており、今後も消費トラブルの拡大が懸念されます。

施策の課題

- ・消費生活相談体制の充実を図るため、相談員が事業者と対等に消費トラブルの交渉ができるように積極的に研修会に参加してレベルアップに取り組み、知識、経験、交渉力において優位に立つための積極的な取り組みが必要となっています。
- ・相談員のレベルアップと並行して、消費トラブルを未然に防止することを目的に、消費生活情報を提供する啓発活動である「出前講座」を計画的に実施することが求められています。

施策の方向性

- ・消費生活トラブル被害の未然防止策として、「出前講座」が最も有効であると考え、開催回数を増やすとともに、少人数参加型講座に取り組みます。
- ・消費者が業者より交渉力で優位に立てるように、「出前講座」の開催にあたり各地区の団体や市内の福祉団体との連携を進め啓発活動を推進します。
- ・消費生活相談体制の充実については、消費生活専門相談員の長期雇用体制の改善を図り、重点的に相談員のスキルアップを図るため可能な限り研修会への派遣を進めます。

【指 標】

指標名	現状値（平成20年度）	目標値（平成28年度）
出前講座実施回数	20回	30回

主な実施事業

事業名	概要
各種啓発活動	消費生活展、消費生活講座、出前講座の開催及びFM放送、広報紙利用による啓発活動の実施

担当課

- ・生活そうだん課

施策名 防犯体制の強化

施策の現状

- ・近年、県内における刑法犯認知件数は平成 16 年をピークに減少しているが、犯罪内容は巧妙化、凶悪化、広域化しています。
- ・本市においては、ここ最近は減少傾向にあるものの、都市化が進み、他県との県境に位置していることや主婦のパート勤めが多く、留守家庭が多いこともあり、極めて犯罪の発生しやすい都市環境にあります。
- ・このような状況に対応するため、警察力の増強を要請するとともに、犯罪を未然防止するため、防犯活動の推進、防犯設備の拡充を図り、市民の安全を確保しています。

施策の課題

- ・通学路の安全を確保するなど市民生活の安全・安心な施策を強化する必要があります。
- ・下校時などにおけるパトロールを強化する必要があります。

施策の方向性

- ・防犯協会等各種団体との協力体制の強化、防犯パトロール（青色回転灯付パトロール車） わんわんパトロール、防犯診断など自主防犯組織の強化と活動を推進します。
- ・警察と自主防犯組織の協力体制の強化、女性防犯パトロール隊などによるパトロールや街頭指導での防犯啓発活動による少年非行防止活動の推進。
- ・地域安全パトロール活動による環境浄化活動の推進。
- ・夜間における犯罪の未然防止及び交通事故の防止等を目的とした防犯灯の整備拡充。

【指 標】

指標名	現状値（平成 20 年度）	目標値（平成 28 年度）
防犯灯設置数	17,169 灯	19,221 灯

主な実施事業

事業名	概要
防犯灯新設整備工事	防犯灯を増設し、犯罪の未然防止を図る
防犯カメラ整備工事	太田駅周辺に設置してある防犯カメラを増設し、犯罪抑止を図る

担当課

- ・危機管理室

施策名 防災対策の推進

施策の現状

- ・市内すべての行政センターを防災関係課と位置づけ、災害発生時に避難所の設置や管理を行うとともに、被災者への情報提供や広聴活動を行うこととしています。
- ・災害応急対策の円滑な実施を確保するために、防災関係機関、民間企業及び住民等の協力を得て防災訓練を実施しています。
- ・自主防災組織の育成のため、平常時からコミュニティ活動を促進し地域の連帯感の醸成を図るとともに、住民組織の防災活動への取り組みについて支援しています。

施策の課題

- ・台風や突然発生する集中豪雨による床下・床上浸水が発生し、市民生活が脅かされています。風水害ばかりでなく地震への対策も含め、今後、地域住民の避難誘導や避難所開設などの災害応急対策を図る事案が増加する可能性が大きくなっています。
- ・防災訓練を実施するに際して、地域住民や自治会関係者等のより多くの参加による地域の実情や特性に合った訓練の開催が望まれています。
- ・自主防災組織の平常時及び災害時の防災活動への取り組みについて、防災意識の高揚と技能の習熟を図り、有事での最適な行動を行えるよう体制を整備していく必要があります。

施策の方向性

- ・災害発生時避難住民の受入れや応急対策を講じる際に、市内全域へ速やかに防災備蓄食糧等が配備可能となるよう必要量を確保していくとともに、6行政センターを防災拠点行政センターと位置づけ備蓄食糧等の集配拠点として本部との連携を図ります。
- ・災害種別に応じた応急対策、復旧、復興等、災害対応場面に即し、かつ地域も含めた各機関と連携した総合的な防災訓練を計画的に実施します。
- ・防災に対する心構えと災害時の協力体制を構築するための訓練、研修等を通じて、自主防災組織の体制の確立を図ります。

【指標】

指標名	現状値（平成20年度）	目標値（平成28年度）
防災備蓄食糧等配備率	33.3%	100.0%

主な実施事業

事業名	概要
防災備蓄食糧等配備事業	防災備蓄食糧等の計画的な確保と配備体制の整備
防災訓練事業	防災訓練の実施

自主防災組織の育成事業	自主防災組織を対象とした地域特性に応じた研修、訓練の実施や自主防災組織防災訓練等補助金の交付
-------------	--

担当課
・危機管理室

施策名 危機管理体制の推進

施策の現状

- ・本市の危機管理対策は、太田市危機管理指針に基づき、危機を「災害」、「武力攻撃等」および「その他事件事故等の緊急事態」の三つに大別して定義し、それぞれ「太田市地域防災計画」、「太田市国民保護計画」および「太田市危機管理行動計画」を策定して、あらゆる危機に対し市民が安全で安心して暮らせるよう、事前準備から緊急対応、事後対策までの行動指標を定めています。
- ・平成 21 年 6 月に策定した危機管理行動計画に基づき、各課において予め想定される危機事象に対するマニュアルを整備し、危機発生時の所管の明確化と、初動体制から全庁体制へのスムーズな移行体系を確立し、危機発生を未然に防ぎ、発生後の被害を最小限に抑制するシステムを構築しています。
- ・「市民向け危機管理行動マニュアル」の発行や自主防災組織の活性化により、個人や家族の助けあいによる「自助」と、地域の助けあいによる「共助」を充実させることにより、行政が行う「公助」との総合連携を図り、太田市全体として危機に対し効果的に対処できるよう体制を整備しています。

施策の課題

- ・計画、マニュアルとしては確立されていますが、危機の少ない地域ということもあり、対策本部の設置が過去に例がなく、有事の際にとるべき行動が適切か、組織体制が実際に機能するか検証されていません。
- ・新たな危機事象に対し、適確な対策が求められています。
- ・「自助」、「共助」および「公助」の連携強化のため、市民に対する情報提供や啓発活動を継続的に推進していく必要があります。

施策の方向性

- ・全職員を対象とした危機管理研修、訓練の実施（毎年）
- ・各種計画、マニュアル見直しプロセスの確立（毎年）
- ・市民の自助能力アップに向けた情報の発信と自主防災組織を交えた研修・訓練の実施
- ・外国人を含む要援護者に配慮した計画の整備

【指 標】

指標名	現状値（平成 20 年度）	目標値（平成 28 年度）
危機管理研修訓練の実施	0/年	1 回/年

主な実施事業

事業名	概要
危機管理研修並びに訓練実施事業	各所属、更には全庁の連携を目指した研修、訓練の実施

担当課

- ・危機管理室

施策名 建築物の安全対策の推進

施策の現状

- ・本市では太田市耐震改修促進計画を定め、建築物の耐震化を促進するための啓発活動を実施しています。
- ・昭和 56 年以前に建築された住宅のうち、戸建木造住宅は相対的に耐震化率が低い状況にあるため、耐震化促進のために耐震診断・耐震改修に補助金を交付しています。

施策の課題

- ・昭和 56 年以前に建築された木造住宅の比率が高く、かつ太田市地震防災マップから全壊率の危険性の高い地区を対象にした取組みが必要です。
- ・昭和 56 年以前に建築された住宅の所有者の、高齢化と耐震改修の経済的負担が大きくなっています。

施策の方向性

- ・危険性の高い地区を設定し、戸建住宅の一般診断を計画的に実施し耐震化の促進を進めます。
- ・戸建住宅の耐震改修実施率を計画戸数 110 戸の 50%に定めて、引き続き補助金を交付することにより、耐震化率の向上を図ります。
- ・耐震改修促進法に規定する、民間の昭和 56 年以前の特定建築物（多数の者が利用する特定建築物）の耐震化への指導や、耐震診断・耐震改修への補助制度等の情報提供により耐震化を促進します。

【指標】

指標名	現状値（平成 20 年度）	目標値（平成 28 年度）
木造住宅耐震改修の実施率	20.0%	50.0%

平成 27 年度完了

主な実施事業

事業名	概要
木造住宅耐震診断者派遣事業	戸建木造住宅の一般診断法による耐震診断希望者に耐震診断者を派遣
木造住宅耐震診断補助事業	戸建木造住宅の精密診断法による耐震診断に補助金を交付。
木造住宅耐震改修補助事業	戸建木造住宅の耐震改修に補助金を交付。

担当課

- ・建築指導課

施策名 消防に関すること

施策の現状

- ・消防庁舎建設事業は、総合的な消防力の充実強化を目的に、署所の分散により生じる人員不足及び組織体制の再編等の課題を重点として、実情に適した署所、車両及び人員配置を行うため署所再編計画として策定し、既に九合分署の移転新築事業や強戸分署を統合した藪塚分署の移転新築事業が終了しています。
- ・消防救急無線共同整備事業は、電波法関係審査基準等の改正により、平成 28 年 6 月から消防救急無線がデジタル方式に移行することに伴い、整備費用の節減のため群馬県内の 10 消防本部が共同で整備を行うこととし、平成 21 年度からその整備に係る事務を高崎市等広域市町村圏振興整備組合に事務委託しています。
- ・住宅防火対策の推進に関しては、平成 21 年中の管内の火災発生状況を見ると、出火件数 86 件中建物火災が 50 件で火災発生件数の 58.1%を占めており、専用住宅等からの火災が 33 件と建物火災の 66%を占めるに至っています。この傾向は将来にわたって続くものと思われま。
- ・消防水利の整備については、充足率を考慮するとともに地区による不均衡を是正するため計画的に防火水そう及び消火栓の整備を進めています。
- ・消防車両等の整備については、消防庁舎の統廃合や災害の傾向を見据えながら計画的に整備を進めていますが、更新年限を延伸せざるを得ないこともあり、災害出動に影響が発生することも懸念される状況にあります。
- ・消防装備等の整備・更新については、平成 16 年度に採用した現在の防火衣は、消防活動時の安全性に優れるとともに隊員の疲労軽減にも効果があることから、全職員に対して更新を推進する予定です。また、防護衣についても平成 7 年に特別救助隊に整備を開始以降、平成 19 年から各消防署に整備を開始しました。
- ・救急出動による搬送人員は、平成 19 年の 8,213 人をピークに減少傾向が続いてきたが、平成 22 年は 10 月までの搬送人員を見ると前年比で 375 人(6%)増となっており、増加に転じることが予想されます。増加の要因は少子高齢化社会に加え、社会経済の低迷化も考えられるが、新たに昨年後期に蔓延した新型インフルエンザや今年の夏季の異常気象による熱中症なども考えられる。そのため、市民が求める救急業務の充実については、いっそう重要性が増してきた。
- ・消防緊急通信指令施設地図データについては、平成 21 年度同施設の部分更新事業において管内住宅地図及び県内道路地図の更新を図りました。
- ・消防 OA システムは平成 19 年度に更新を図りました。
- ・消防緊急通信指令施設気象観測装置は、平成 21 年度同施設の部分更新事業において更新を図りました。
- ・消防イントラネットワークについては、平成 17 年合併時に消防本部内において構築しました。

施策の課題

- ・消防庁舎建設事業については、署所の再編に加えて老朽化する施設の更新についても計画していく必要があります。
- ・消防救急無線のデジタル方式への移行については多額の費用がかかり、県内各消防本部との負担金の調整に課題があるとともに、運用方法についても検討していかなければなりません。

- ・住宅防火対策として住宅火災の低減・抑制を図るとともに、住宅火災からの死者を減らす。また、そのために住宅用火災警報器の設置の更なる普及と推進を図る必要があります。
- ・消防水利に関しては、防火水そう用地を確保することが難しく、市有地を中心に設置している状況であり、消火栓については水道管の敷設替えの計画に合わせて設置していることから、実情に即した設置が難しく、また維持管理に多額の費用がかかります。
- ・消防車両等の更新年限の延伸は、経年劣化などによる故障等により災害出動に影響を及ぼすことから、多額の修繕費を必要としています。また、各車両に積載されている資器材の整備も必要となっています。
- ・はしご自動車のオーバーホールには、多額の費用を要することから、平成 19 年 3 月に制定された「消防車両の安全基準」に沿って実施して行くこと必要です。また、特殊な消防車両であることから、年次点検についても実施していく必要があります。
- ・消防装備等の整備・更新については、防火衣は平成 23 年度に全職員への貸与が終了する予定ですが、消費年限が概ね 10 年と判断されるため計画的に更新することが必要です。同様に防護衣も PL 法により耐用年限が 10 年とされており、随時更新が必要となり、その維持管理には定期点検等の法定の義務もあります。
- ・救急業務の充実強化については、救急隊員に対する教育訓練の充実、高度救急用資機材の整備を実施し、より迅速かつ的確な対応を図ることに加え、救命率向上のため市民に対する応急手当の普及啓発をさらに推進していく必要があります。
- ・消防緊急通信指令施設の地図データは、災害場所を特定するために重要な情報であり、また位置情報通知システムにより災害点とリンクし、瞬時に地図表示することから常に再新の情報が網羅された地図データを利用する必要があります。
- ・消防 OA システムは消防本部通信指令課のサーバと各所属 30 台の端末 PC のイントラネットワークで運用しているが、サーバ及び端末 PC の耐用年数により更新する必要があります。
- ・消防緊急通信指令施設気象観測装置で観測する気象データは火災、水災等の災害対応において重要な情報となるものであり、機器の精度を維持する必要があります。
- ・消防イントラネットワークについては、機器の老朽化もあり障害が発生しており、障害発生時には、指令業務に重大な支障があることから、適正な時期に更新する必要があります。

施策の方向性

- ・消防庁舎建設事業は、葦川出張所を統合した（仮称）東部消防署及び沢野・宝泉統合分署の完成により署所再編計画は一旦終了となるが、老朽化した庁舎を含めて計画的に消防庁舎の整備を推進していきます。
- ・消防救急無線共同整備事業については、合理的な費用分担と効率的な運用方法を検討する必要があります。
- ・住宅防火対策の推進について、住宅用火災警報器の早期普及は、市民の安心・安全を確保する上で極めて重要な課題であることから、住宅火災による死者の低減を図るため、広く市民に対して、住宅用火災警報器に関する制度及びその有効性等の普及促進に係る広報を実施します。
- ・消防水利については、地域の特性や不均衡の是正を考慮し、充足率 70% を目標に計画的に整備し、維持管理を行います。
- ・消防車両等の整備に関しては、劣化の激しい車両の整備を優先するなど効率的な維持管理及び更新に努めるとともに、消防力の整備指針を充足するよう整備を進めていき

ます。

- ・平成 26 年に 40m 級のはしご自動車のオーバーホールが予定されるほか、年次点検についても実施していきます。
- ・劣化した防火衣・防護衣については計画的に更新していきます。
- ・救急業務の充実強化については、新総合太田病院救急処置室に隣接する部分（消防控室及び救急車庫）を「救急ワークステーション」としての活用を検討し、救急隊員を始め救急救命士に対する教育体制を構築していくものとします。併せて、装備の高度化を図るとともに、救命講習を積極的に実施して市民の自主救護能力を高め、更なる救命率の向上を図ります。
- ・定期的に地図データの更新を図ります。
- ・消防 OA システムのサーバ及び端末 PC の耐用年数を 5 年とし更新に努めます。
- ・消防緊急通信指令施設気象観測装置の再検定は、気象関係法令において、5 年に 1 回の検定を実施し、機器の精度を維持する必要があることから、本事業を実施します。
- ・消防イントラネットワークの更新は、ネットワーク機器の耐用年数等を考慮し適正な時期に実施していきます。

【指 標】

指標名	現状値（平成 21 年度）	目標値（平成 28 年度）
消防水利充足率	52%	70%
救命講習の受講者数	27,040 人	44,000 人

年々増加傾向にある

主な実施事業

事業名	概要
消防緊急通信指令施設気象観測装置再検定事業	気象関係法令において、5 年に 1 回の検定を実施する
消防イントラネットワーク更新事業	各署所への指令電送等の安定稼動を維持する
消防庁舎等建設事業	<ul style="list-style-type: none"> ・（仮称）東部消防署消防庁舎及び訓練塔の新築 ・中央消防署沢野分署・宝泉出張所統合消防庁舎新築
消防救急無線共同整備事業	平成 28 年 6 月から消防救急無線がデジタル方式に移行することに伴い、整備費用の節減のため群馬県内の 10 消防本部が共同で整備する。
消防水利整備事業	防火水槽を計画的に整備し、災害に強い安心安全なまちづくりを継続して進める。また、消火栓を適正な場所へ設置や移設を行う。
消防車両等整備事業	更新年数や整備計画に沿って、消防車・救急車等の整備を継続して行う。

はしご自動車分解整備（オーバーホール）事業	はしご車の不具合を是正するため、平成 19 年 3 月に制定された「消防車両の安全基準」に則り、整備を継続して行う。
消防装備等整備更新事業	機能的な防火衣を全員に整備するとともに、劣化した防火衣を計画的に更新する。また、有毒物等による活動隊員の安全を確保するため、防護衣を計画的に更新する。
救急ワークステーション整備事業	災害救急現場で医師と十分な連携が図れるよう、救急専門医師から指導を受けられる体制づくりを目指す。救急救命士に対する病院実習や救急隊員のスキルアップ・再教育研修等が、救急専門医師の指導下に行える場所として整備を行うもの。
消防緊急通信指令施設地図データ更新事業	災害点を特定するために欠かせない地図データを、最新なものに更新する。
消防 OA システム更新事業	5 年を耐用年数とし、システムの安定稼動を維持する

担当課

- ・ 通信指令課
- ・ 消防総務課
- ・ 警防課
- ・ 予防課

施策名 地域防災体制の確立

施策の現状

- ・地域防災体制の確立のために、地域防災の要となる消防団の車庫詰所整備事業、消防ポンプ自動車整備事業、消防団活動の充実強化などを進めています。
- ・車庫詰所整備事業は、32箇所の消防団活動の拠点となる車庫詰所などの整備を行い、消防団の活性化、消防力の充実を図るために整備を進めています。
- ・消防ポンプ自動車整備事業は、火災などの災害時に使用する消防ポンプ自動車 35 台の装備、充実を図るため計画的に整備を進めています。
- ・消防団活動の充実強化は、常備消防、自主防災組織との連携強化、消防団員の確保、消防団員への教育訓練の実施、処遇改善などの組織、運営のあり方の検討を進めています。

施策の課題

- ・車庫詰所は計画的に整備を進めているが、敷地が狭く、交通量の多い道路に面している車庫詰所も多々あり、出動に際し大変危険な状態のところもあります。また、車庫詰所周囲には訓練するスペースもまったくない状況となっています。
- ・消防ポンプ自動車は消防団活動の要となる重要な装備であり、計画的に更新を進めているが、経年によるポンプ性能等の機能低下と共に、修理費用も増加しています。また、災害活動も多種多様化し活動時間も増加、エンジン及びポンプ等にも負荷がかかり、老朽化が進んだ車両があります。
- ・消防団員の確保のため、事業所、大学・専門学校に出向き消防団の PR 活動、募集を行っていますが、地域に対する意識の薄れなどにより、消防団員は年々減少しています。また、消防団員の職業も被雇用者のサラリーマンが多くなり、出動体制が厳しくなり、地域防災力の低下が懸念されています。
- ・市民の安全を確保するために、消防団と消防本部との情報共有は必要不可欠なものになっています。しかし、国の施策により現在運用している消防救急無線は平成 28 年 5 月までにデジタル化されます。消防救急無線がデジタル化されると消防本部との情報共有ができず災害活動時支障が生じるため、消防救急デジタル無線に対応した無線受令器の設置が必要です。

施策の方向性

- ・魅力ある消防団実現のために、機動力の消防ポンプ車、地域防災活動の拠点の車庫・詰所などの装備、設備を含め、消防団員の活動環境を早急に整備し、総合的な地域防災体制の確立を目差します。また、女性消防団員も増加していることから、軽量化された最新資機材の導入、車庫詰所へ女性用トイレの設置など女性にも配慮した整備に努めます。
- ・消防本部の消防救急デジタル無線の整備計画に併せて、消防団車両及び車庫詰所などへ消防救急デジタル無線に対応した受令器を整備していきます。

【指 標】

指標名	現状値（平成 20 年度）	目標値（平成 28 年度）
デジタル無線対応無線受令器の整備率	0%	100%

主な実施事業

事業名	概要
車庫詰所等整備事業	消防団の活動拠点となる、車庫・詰所で敷地が狭隘箇所を優先的に整備するとともに、車庫・詰所の水洗化も推進する。
消防ポンプ自動車整備事業	消防団活動の機動力を担う消防ポンプ自動車を更新年限 15 年目標に近づけるよう順次整備し、安定した災害対応を目指す。
消防団活動の充実強化事業	消防団員が活動時着用する、防火衣、長靴、ヘルメットなどの装備品を整備する。
消防救急デジタル無線用受令器整備事業	消防無線のデジタル化に伴い必要なデジタル無線用受令器を、消防ポンプ自動車、車庫・詰所及び災害現場で指揮する消防団幹部に配備し、迅速的確な対応を図る。

担当課
・消防団課

施策名 交通安全対策の推進

施策の現状

- ・県内における平成 21 年の交通人身事故発生状況は、発生件数、負傷者数とも前年比より約 6 パーセント減少し、5 年連続で減少しています。
- ・太田市内では、平成 21 年の交通事故死者数は 9 名で前年比-1 名でした。交通人身事故件数は前年比-3.5%、負傷者数-6.1%でした。
- ・平成 21 年度の交通安全教室の実施回数は、保育・幼稚園 69 回、小学校 95 回、中・高等学校 16 回、高齢者 7 回、その他 4 回で、延べ 36,136 人が受講しました。
- ・太田市交通指導員 9 4 名が毎週月曜日をはじめ、1 日・15 日の交通安全日、更に年 4 回の交通安全運動期間中において学童の安全登校に勤めています。
- ・太田警察署、太田交通安全協会と連携し街頭指導および高齢者を対象にした、交通安全運動を展開しています。
- ・平成 21 年の県下の年齢層別事故状況は、負傷者では 20 歳代（4,220 件構成率 22%）死者では高齢者（59 人、同 59%）が最も多くなっています。

施策の課題

- ・高齢者の死亡事故件数の削減が課題となっています。
- ・飲酒運転の撲滅を目指した取組が急務です。
- ・運転マナーを向上させる取組が求められています。
- ・幼児・学童の安全教育の充実が必要です。
- ・自転車の事故を未然に防止する対策が必要です。
- ・道路の安全施設の整備拡充が求められています。

施策の方向性

- ・高齢者の交通事故を減らします。
- ・夕暮れ時と夜間の交通事故を減らします。
- ・飲酒運転の根絶を目指します。

【指 標】

指標名	現状値（平成 21 年度）	目標値（平成 28 年度）
人身事故件数	2,415	2,103

主な実施事業

事業名	概要
交通安全対策事業	太田警察署、太田市、太田交通安全協会の 3 関係団体による交通安全対策会議の実施等。
交通安全啓蒙活動	保育・幼稚園、小中学校等での交通安全教室の実施。

担当課

- ・交通政策課

施策名 交通体系の整備

施策の現状

- ・路線バスについて、平成 21 年度は 11 路線で運行していましたが、平成 22 年 4 月から新田線及び尾島線の運行のみに再編しました。
- ・平成 22 年 4 月から、リース車 6 台及び市有車両 4 台による「おうかがい市バス」の運行を開始しました。平成 22、23 年度においては、県の緊急雇用創出基金事業の補助金にて運営しています。
- ・駐車場については、BUS ターミナルおおた、飯田町駐車場、太田駅北口駅前広場駐車場、太田南一番街駐車場、市民会館第一駐車場の 5 駐車場を管理運営しています。
- ・駐輪場については、太田駅高架下駐輪場、蕨川駅前駐輪場の管理及び治良門橋駅前駐輪場の管理運営をしています。
- ・平成 22 年 4 月から、スクールバスの直営運行しております。対象校数 13 小学校となっています。

施策の課題

- ・交通体系の構築

施策の方向性

- ・公共交通の満足度を上げる。

【指標】

指標名	現状値（平成 22 年度）	目標値（平成 28 年度）
「おうかがい市バスなど」 利用者に係る苦情又は 要望数	50	50 件以下

平成 21 年度末に大きな公共交通の再編を行ったため、平成 22 年度のデータ（見込み）を現在値とする。

主な実施事業

事業名	概要
おうかがい市バス運行事業	交通弱者の足の確保のため、市直営により自宅から目的地までを送迎する。（料金無料）
路線バス運行事業	定時定路線の 2 路線の運営補助。
駐輪場、駐車場運営事業	3 駐輪場、5 駐車場の運営管理委託。

担当課

- ・交通政策課

施策名 道路・生活排水路の維持整備

施策の現状

- ・既存道路の経年劣化に伴う破損箇所の補修や、未舗装道路の整備が必要です。
- ・既存道路の安全性・利便性を向上させることと併せ、機能保全の確保が必要です。
- ・近年の局地的集中豪雨（ゲリラ豪雨）発生時の迅速な対応が必要です。
- ・生活排水路の維持管理が必要です。（現状と課題を整理）

施策の課題

- ・既存道路の補修や未舗装道路の整備と併せて、生活道路としての安全性・利便性を向上させていくために、多額の費用を要しています。
- ・突発的・緊急的あるいは多様化する維持・補修に対応していくための効率的な組織を確保する必要があります。
- ・施設の維持整備にあたり、使用機械が全般的に老朽化しているため、作業の安全性を確保することが必要です。

施策の方向性

- ・市民が安全で快適な生活を営めるよう、道路交通環境における安全対策を実施します。
- ・各行政センターや区長との連携強化を図り、コスト意識を念頭に置きつつ市民からの要望等に対して迅速・的確な対応に努めていきます。

【指 標】

指標名	現状値（平成 20 年度）	目標値（平成 28 年度）
交通安全対策及び道路維持に係る市民要望等実施件数	5,600	6,000

主な実施事業

事業名	概要
交通安全対策事業	防護柵・路面表示・標識・街路灯・溝蓋・道路反射鏡の設置や補修を行い、交通の安全を図る。
一般市道舗装事業	旧市と比較し舗装率の低い旧 3 町の生活道路を、直営作業により舗装整備を実施する。
道路維持整備事業	舗装道路・砂利道・排水路・橋梁の維持や補修を行い、生活環境の向上を図る。
鳥山地区整備事業	鳥山土地区画整理事業廃止に伴い、既存道路を拡幅する際、拡幅部分を簡易舗装する。
通学路整備事業	児童が通学路として利用する舗装道路に「通学路」と路面表示し、通学時の安全性を図る。
生活排水路維持整備事業	側溝清掃・除草及び清掃により発生した汚泥の運搬処理を行い、生活環境の向上を図る。

担当課

- ・地域整備課

施策名 良好な居住環境の実現

施策の現状

- ・ 建築基準法第 42 条第 2 項に規定される道路としてみなされる後退用地について、確認申請時に協議を行い、道路後退用地の寄附申込者には市で測量、分筆・所有権移転・地目変更登記、支障物件撤去工事（建築物除く）及び舗装等工事を実施することにより、狭あい道路の拡幅整備を進めています。

施策の課題

- ・ 太田市における基準時の幅員 4m未満の道路及び道の総延長は 910km であり、建築基準法等の規制措置を活用して、その解消を図るには長い期間がかかります。

施策の方向性

- ・ 狭あい道路事業整備事業とあわせて、必要に応じて行政が直接、拡幅整備事業を実施する地権者・居住者合意による道路事業等へ誘導することにより、拡幅整備を促進します。

【指 標】

指標名	現状値（平成 20 年度）	目標値（平成 28 年度）
狭あい道路の整備	2.4km 整備	5 年間で 7.5km 整備

主な実施事業

事業名	概要
狭あい道路整備事業	後退用地の寄附申込者に、測量、分筆・所有権移転・地目変更登記、支障物件撤去工事（建築物除く）及び舗装等工事を実施

担当課

- ・ 建築指導課

(4) 産業経済の振興

4 - 1 工業基盤の整備と雇用の創出

4 - 2 産業支援の推進

4 - 3 商業基盤の整備

4 - 4 農業をとりまく条件整備

4 - 5 地籍調査の推進

4 - 6 観光事業の推進

施策名 工業基盤の整備と雇用の創出

施策の現状

- ・本市はメリヤス産業と自動車関連産業を基幹産業として発展してきました。加えて、県と連携し工業団地の造成や製造業を中心とした企業誘致を実施した結果、工業製品出荷額で北関東第一位を保持する工業立市に成長してきました。しかしながら、世界同時不況の煽りを受け、本市にも企業収益の悪化や雇用不安といった不況による影響が大きく出ています。
- ・今後の施策としては、市内工業団地(24ヶ所 676.6ha)がほぼ完売状態にあるため、将来の産業基盤の構築のための計画的な工業団地造成を行い、積極的な企業誘致を推進します。このことによりさらに産業の集積を高め、市内企業の連携が図れる環境を整えます。他方、従来産業構造を中核に異業種業態の企業誘致も積極的に実施し、より強固な工業基盤を形成するとともに、雇用の創出に努めます。

施策の課題

- ・経済状況の低迷により、工業団地等への進出を希望する企業が減少しています。
- ・物流コストの低減(工業団地の立地条件)や工業用水及び地下水、また、ガス等のインフラ整備など、企業にとってよりメリットのある団地造成が求められています。
- ・団地造成には多大な投資が必要です。
- ・今後は農政上の問題から工業適地の確保が困難です。

施策の方向性

- ・工業団地は製造業を中心に誘致していきませんが、状況に応じて異業種も視野に入れて柔軟な対応により、誘致を推進して行きます。
- ・企業の物流コストの低減を図るため、(株)太田国際貨物ターミナルの拡充支援、北関東自動車道の太田・桐生インターチェンジ周辺を中心とした工業団地造成を検討します。
- ・平成22年度より強戸町及び緑町地内「太田さくら工業団地約41.2ha」の半分にあたる面積を分譲しましたが、残は平成23年度中に分譲する予定です。
- ・平成23年度は、新田下田中地内の工業団地約24.0haの造成を開始する予定です。

【指 標】

指標名	現状値(平成22年度)	目標値(平成28年度)
分譲可能工業団地面積と進出率	215,732 m ² (9区画)	100%

太田さくら工業団地の約半分の面積にあたる5区画を平成22年6月から分譲開始したため、その面積を含めました。

主な実施事業

事業名	概要
企業誘致推進事業	県の企業立地セミナー等への参加や企業誘致訪問を実施する。
計画的な工業団地造成事業	需要と供給を考えた工業団地の造成計画を推進する。

担当課

- ・工業政策課

施策名 産業支援の推進

施策の現状

- ・ 太田市は関東内陸工業地域に位置づけられ、平成 21 年の工業統計調査結果(県速報)によると、従業者 4 人以上の事業所が 838 社、従業員数は 30,978 人、製造品出荷額等は 1 兆 6,942 億 9,195 万円と、全国的に見ても産業集積が進んだ地域です。産業分類別に見ると本市は自動車関連産業の占める割合が高く、世界同時不況の煽りを受け、平成 20 年秋以降、非常に厳しい状況となっています。平成 21 年 6 月頃からは、自動車関連産業の生産台数は回復基調にあるものの依然として円高の影響など厳しい経済状況にあり、中小企業への積極的な産業支援策が求められています。
- ・ 産業支援施策としては、オンリーワン企業の育成支援を目的とした展示会への出展を応援する自社製品販路開拓事業助成金、平成 21 年度から取り入れた新技術・新製品開発推進補助金を拡充させるとともに、平成 22 年度からは市内の中小企業が技術力を PR するための機械要素技術展へ出展支援を行い、群馬県ブースの一部に太田市ブースを設置しました。
- ・ 市内企業の人材育成及び技術開発支援相談等については、平成 21 年 1 月に設立された「一般財団法人地域産学官連携ものづくり研究機構」がその人材育成や、研究開発事業等を担っておりますが、更に太田市の企業の技術力を生かした新産業の創出を支援・推進します。

施策の課題

- ・ さまざまな観点からの産業支援の拡充が求められています。

施策の方向性

- ・ 市内企業の技術力アップ、新製品開発に対して資金又は人的支援の拡充を図ります。
- ・ 市内企業の新製品、新技術に対して販路開拓を推進するため、展示会出展費用の助成拡大を図ります。
- ・ 一般財団法人地域産学官連携ものづくり研究機構が、企業支援事業の充実を図るため建設する人材育成施設等の整備を支援します。

【指 標】

指標名	現状値(平成 22 年度)	目標値(平成 28 年度)
展示会出展企業数	6 社	10 社

平成 22 年度から機械要素技術展に太田市ブースを設けたため、現状値にその出展企業 3 社を含めました。

主な実施事業

事業名	概要
自社製品販路開拓事業助成事業	中小企業が開発した自社製品及び自社技術を販路開拓のため、展示会等へ出展した場合にその出展料の一部を補助する。
機械要素技術展出展支援事業	機械要素技術展に県と共に太田市ブースを設け、定額で中小企業が出展できるよう支援する。
新技術・新製品開発推進補助事業	競争力の強化を図るため中小企業の新製品及び新商品の開発に要する経費の一部を補助する。
人材育成施設支援事業	一般財団法人地域産学官連携ものづくり研究機構が行う企業の人材育成を強化するための人材育成施設の建設費を補助する。

担当課

・工業政策課

施策名 商業基盤の整備

施策の現状

- ・小売商業を取り巻く環境は、モータリゼーションの進展や大型店の進出により、厳しい状況が続いています。
- ・小売業者の高齢化が進むなか、後継者不足等のため経営に対する考え方が消極的な傾向が見られます。
中心商店街では、チャレンジショップを中心に空き店舗対策事業を実施してきましたが、閉店する店舗も増えており街中で、元気を失っています。
- ・平成10年度から、市内の消費拡大を図るため、太田市金券を約30億円分発行しました。
- ・リーマン・ショックにより、市内の経済が大きな影響を受け経営全体が悪化したため、新たな制度融資を創設し、中小企業の資金手当を行いました。
- ・商業環境が厳しさを増す中、中心商店街の整備を進めるとともに、商工団体と連携した各種イベントの展開や金融対策に意を注いでいます。(あおぞら元気市、駅なか納涼祭、開山忌など)
- ・「まちなか交流館くらっせ」の活動事業が、市民、地域、商店街と連携し事業効果を上げています。

施策の課題

- ・大型店の郊外進出によりお客が集中することから、中心地の商店街が衰退の一途をたどり空き店舗が増加しています。
- ・金券発行により市内の消費拡大に努めているが、その消費が大型店に偏っています。
- ・(社)太田商工振興連合会が毎月イベントを実施しているが、まちおこしとして輪を広げていくことで、街なかに元気を取り戻す取組が求められています。
- ・「くらっせ」は、敷地と建物が狭く事業を実施するうえで、支障をきたしています。
- ・太田市の年間商品販売額は、約7,111億円と県内12市の中で第3位であり、長引く不況の中で推移しています。今後は、商業施策などを円滑に実施し売上額の増加が課題です。

施策の方向性

- ・太田市金券の購入促進を図り、金券発行枚数を増加するとともに市内の消費拡大を図ります。
- ・くらっせの稼働率は、90%と高いが、中心商店街の空き店舗などを利用し、事業活動を広めていきます。
- ・中心商店街の整備を進め、商工団体と連携したイベントの展開や金融対策を行います。

【指 標】

指標名	現状値	目標値（平成 28 年度）
商業基盤の整備	7,111 億円	7,500 億円

太田市の年間商品販売額は、約 7,111 億円と県内 12 市の中で第 3 位、長引く不況の中で推移しています。今後は、商業施策などを円滑に実施し売上額の増加に努めます。（なお、現状値は、平成 19 年商業統計によるもの。）

主な実施事業

事業名	概 要
太田市金券発行事業	市内の消費拡大を図るため金券の販売、換金
まちなか交流館「くらっせ」活用事業	市民英語講座、登下校時のパトロール、おもちゃの病院、いちご狩り、スイカ狩り、七夕まつり、おおた夏まつり、ひな祭りなどの各事業の実施

担当課

- ・商業観光課

施策名 農業をとりまく条件整備

施策の現状

- ・松くい虫防除対策事業については、金山の赤松林等を松くい虫の被害から守り、自然環境の保護・整備を図るため、松くい虫被害木の伐倒駆除、樹幹注入剤の施工、被害木のチップ処理を実施しています。
- ・有害鳥獣対策事業は、イノシシやカラス等による農作物等への被害が拡大しています。
- ・市有林管理事業は、金山、梅田、新田防風林の下草刈りや徐伐など市有林維持管理を図るとともに、不法投棄など環境が悪化しています。
- ・地域の陳情等による素掘り水路の三面側溝化や農耕車および農業機械の安全性、作業性の向上を図るための農道整備を実施しています。
- ・過去の土地改良事業により造成された水利施設の老朽化による改修及び補修を実施しています。
- ・農地が未整備である地区については、総合的な区画整理を実施し、あわせて農道や排水路の整備を行うほ場整備事業を推進しています。
- ・国営総合農地防災事業により構築された施設の維持管理を実施します。

施策の課題

- ・松くい虫防除は薬剤の空中散布や地上散布を実施してきたが、県からの薬剤使用について自粛要請に基づき薬剤散布を中止にした結果、かなりの松が被害木となってしまった。現在実施している松くい虫被害木伐倒駆除及び樹幹注入剤の施工等を実施しなければ金山の松を守ることは困難な状況にあります。
- ・有害鳥獣の農作物等への被害が拡大しているため、捕獲檻等による被害防止対策を行うと共に、侵入防護柵や電気柵等の施工も必要となります。
- ・金山、梅田、防風林の下草刈りや徐伐など市有林維持管理を図るとともに、健全な森林、里山を育成し環境保全を図る必要があります。
- ・地域からの水路等の施設改修の陳情が多く出され、整備を行うにあたり多額の費用を要します。
- ・昭和時代の水利施設が耐用年数となり、老朽化が著しく改修、補修による施設の延命化を行う必要があります。
- ・農業従事者の高齢化や担い手農業者の不足により、耕作放棄地が拡大しており農業意欲が減少しているため早期に土地基盤整備を行う必要があります。
- ・農地防災施設を効率的に利活用するには多額の管理費用を要します。

施策の方向性

- ・金山全部を松くい虫被害から守ることは難しく、金山の東山公園を中心に松を守るエリアを設け松くい虫被害木の伐倒駆除を実施し松枯れを防除していく必要があります。
- ・有害鳥獣対策は、罟猟免許の取得を推進し、地域参加型の有害鳥獣対策を構築します。
- ・里山を守り市民に親しまれるよう環境整備をおこないます。
- ・老朽化が著しい水利施設については、ストックマネジメント事業等により施設の延命化を図ります。また、地区受益者による維持補修により施設の延命化を図ります。
- ・農業生産に必要な優良農地を確保するため、生産基盤と生活基盤を総合的に整備し、生産性の向上や食料自給率の強化に努めます。
- ・水管理施設の適正な運営や除草等の維持管理を徹底し施設の有効利用に努めます。

【指 標】

指標名	現状値（平成 20 年度）	目標値（平成 28 年度）
森林等環境の整備	0.0%	100.0%
土地基盤整備の推進	77.6%	100%

主な実施事業

事業名	概要
森林病虫害等防除対策事業	松くい虫によるアカマツへの被害拡大の防止業務で被害木の伐倒と燻蒸消毒を行なう。
有害鳥獣対策事業	イノシシ・カラスによる農作物被害防止で捕獲と地域住民の啓発を行い、住民参加の防止対策を行なう。
小規模土地改良事業	用排水路の改修および農道の拡幅整備 補助率 農道：県 30% 水路：県 35%
市単独生産基盤整備事業	補助事業採択要件に該当しない用排水路の改修および農道の拡幅整備
ふるさと農道緊急整備事業 （沖之郷地区・高尾西地区）	ほ場整備事業により拡幅された農道の改良舗装 起債充当率 90%
団体営生産基盤整備事業 （緑町地区）	未整備農地の区画整理、道路および水路整備 補助率 国 50% 県 25% 市 20% 地元 5%
県営経営体育成基盤整備事業 （各地域）	未整備農地の区画整理、道路および水路整備 補助率 国 50% 県 27.5（25.0）% 市 17.5（20.0）% 地元 5%
滑川排水路整備事業	世良田地区の土地改良事業と市街地の排水をアロケートし、一体で排水路を整備する事業
国営附帯県営農地防災事業 （渡良瀬川中央地区）	県営で実施する排水路の改修および新設、遊水池の造成、水管理施設の整備に伴う負担金
県営畑地帯総合整備事業 （世良田南部地区）	未整備農地の区画整理、道路および水路整備 基本補助率 国 50% 県 27.5% 市 17.5% 地元 5%
農地防災水管理施設管理事業負担金及び施設管理業務	関係市町で設立する管理団体に負担金を拠出し適正管理及び太田市委譲された遊水池等の除草を行い湛水被害の軽減や環境保全を図る。

担当課

・農業政策課、農村整備課

施策名 地籍調査の推進

施策の現状

- ・土地に関する記録の大半は明治年代の地租改正によって作られた地図及び土地台帳を基にしたものが現在も使われています。
- ・土地の筆界が不明確なところがあり、登記簿と現況が相違しているものがあります。
- ・土地の実態を正確に把握し、土地の有効活用・保全を図ることを目的に地籍調査を推進しています。
- ・昭和 59 年度以降の調査区域は、筆界点に座標値が与えられる測量となったため、災害等により筆界杭が消失しても容易に復元できます。

施策の課題

- ・昭和 38 年から実施している地籍調査事業の進捗率は 38.1%となっています。
- ・すべての土地が調査対象であるため、土地所有者の筆界立会いの日程調整や現況面積と登記簿面積の相違により理解を得るのに時間を要します。
- ・調査対象区域すべての調査完了までには長期間を要します。

施策の方向性

- ・年度調査面積を拡大し地籍調査の進捗率の向上を図ります。
- ・調査成果（地籍図・地籍簿）の正確性及び正当性を確保します。
- ・土地所有者へ事業の必要性、メリットなどを啓蒙し理解と協力を求めます。
- ・平成 22 年度より第 6 次 10 ヶ年計画に基づき地籍調査を実施しています。

【指 標】

指標名	現状値（平成 21 年度）	目標値（平成 28 年度）
地籍調査の進捗率	38.1%	40.9%

主な実施事業

事業名	概要
地籍調査事業	土地一筆毎の所在、地目、境界等を調査測量して、土地の基礎的な資料とします。補助率 国 50%、県 25%

担当課

- ・農村整備課

施策名 観光事業の推進

施策の現状

- ・本市は、金山や八王子丘陵など自然に恵まれ、また、新田氏や徳川氏ゆかりの名所史跡などが点在しており、また、群馬の九大温泉地のひとつである「やぶ塚温泉」もあります。
- ・観光客誘客のための観光イベントとして、おおた芝桜・ポピーまつり、尾島ねぶたまつり、やぶ塚かかし祭り、関東菊花大会、RC 航空ページェントなどに県内外から、多くの観光客が訪れます。
- ・大型バスを連ねた大量輸送の観光から一変し、健康や体験、学びをテーマとした観光ニーズの高まりから少人数のグループへ、多様な観光へと変化しています。
- ・広報の面では、観光パンフレットや太田市・太田市観光協会のホームページの充実を研究しています。
- ・商業環境が厳しさを増す中、商工団体と連携した観光事業を推進しています。

施策の課題

- ・観光客を誘導する案内看板の未整備部分があり、目的地周辺も含め、誘導看板整備が必要です。
- ・首都圏などへの県内外の情報発信活動方法の工夫を県と連携し、多彩な PR 方法を研究する必要があります。
- ・観光タクシーやレンタカーなどの二次交通の充実や PR が必要です。
- ・団体客などへの観光ボランティアガイドの活用が求められています。
- ・商工団体のイベントの実施にあわせて、PR 活動と物産など土産物の販売機会の研究が必要です。

施策の方向性

- ・県と両毛7市との連携による広域観光の推進を図ります。
- ・賑わいの創設のため、健康観光と産業観光との連携と活用方法の研究を深めます。
- ・デスティネーションキャンペーン（DC）をきっかけに観光事業の推進を図ります。
- ・市民や各種団体と行政の協働により、観光振興に努めます。

【指 標】

指標名	現状値（平成 20 年度）	目標値（平成 28 年度）
観光事業の推進	3,218,400 人	3,346,400 人

国（観光立国推進基本法）は、観光に関する調査の基準を共通化し、都道府県が相互に比較可能な信頼性の高い統計を作成することを推進しています。その点を踏まえ、観光客数の伸び率と実人数の算出により修正が必要になります。現時点で、マイナス要因を加味し 28 年まで 4 パーセント（128,000 人）増加と考え算出しました。

主な実施事業

事業名	概要
ねぶた保管庫兼作業所建設事業	ねぶた保管庫兼作業所を建設する。

担当課

- ・商業観光課

(5) 都市基盤の整備

5 - 1 土地利用計画の策定・推進

5 - 2 景観の保全・創造

5 - 3 道路網の整備

5 - 4 市道の整備

5 - 5 住宅対策・市営住宅の管理

5 - 6 市街地の整備

5 - 7 太田駅周辺の整備

施策名 土地利用計画の策定・推進

施策の現状

- ・都市計画区域の統合については、合併後 10 年を目途に区域区分の見直しを図るため、暫定的な措置として特定用途制限地域の指定により、良好な住環境の形成・保全を図ってきました。
- ・都市計画マスタープランについては、旧市町のマスタープランを統合し合併効果を高めるよう、市民参画と協働によるまちづくりの実現に向けた取り組みの方向性を整理し、策定しました。
- ・土地利用計画については、新生太田総合計画や都市計画マスタープランの方針をうけて、産業振興による持続的発展を基調として、住民の安心安全な生活環境を確保するための整備について策定しました。
- ・都市計画道路の見直しについては、群馬県より都市計画決定後長期未着手の路線についての見直しガイドラインが示され、見直し一次判断素案が作成されたことに伴い、平成 25 年度を目途に検証しています。
- ・太田市土地開発公社では、昭和 51 年より地域の秩序ある整備を図るために、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき、必要な公有地の取得、造成、処分の事業を行っている。公有地取得事業では、太田市からの用地取得依頼に基づいた用地取得を行い、土地造成事業では太田市の施策方針に基づき用地取得、造成、宅地分譲を公社が自らの負担と責任において計画し、事業を行っている。

施策の課題

- ・特定用途制限地域の指定については暫定的な措置であり、統合に向けて住民参加のまちづくりの推進を図る必要があります。
- ・都市計画区域の統合については、上位計画（新生太田総合計画・群馬県マスタープラン）との整合性を図る必要があります。
- ・土地利用計画については都市計画マスタープランとの整合性を図り、国・県等の関係機関との協議、調整を要します。
- ・多くの長期未着手の路線があり、検証には時間と費用を要します。
- ・土地開発公社が長期に保有する土地の計画的な処分、プロパー事業の残区画の分譲、新田下田中工業団地造成事業における土地利用計画の策定などを関係機関と調整し、実施を図る必要があります。

施策の方向性

- ・ワークショップなどで住民の合意形成を図り、まちづくりの方針を決め、適正な土地利用計画を進めます。
- ・将来の都市づくりの基本方針であり、市全体の発展と各地域の特性を活かしたバランスの良いまちづくりを目指し、土地利用、道路、公園やその他公共施設の整備方針を示します。
- ・産業振興による持続的発展を目指し、関係機関・関係課との調整を図り地域特性を活かしつつ、市域全体のまちづくりの整合を図ります。
- ・群馬県の見直しガイドラインに従い、長期未着手の路線については、将来の都市構造や全体の道路網整備計画を踏まえ、必要性や妥当性を検証します。

- ・太田市土地開発公社では、太田市や関係機関と調整しながら、太田市の工業振興を目的とした（仮称）新田下田中工業団地造成事業の土地利用計画を策定し、工業団地として造成後、平成 25 年度からの分譲をめざします。

【指 標】

指標名	現状値（平成 20 年度）	目標値（平成 28 年度）
都市計画マスタープラン策定事業	0%	30%
土地利用計画策定事業	0%	30%
（仮称）新田下田中工業団地造成事業	0%	100%

主な実施事業

事業名	概要
都市計画マスタープラン策定事業	都市計画マスタープランは平成 30 年に変更を予定しており、これに向けた準備作業を実施。
インター周辺整備事業	インターチェンジ、国道 50 号という地理的な特性を活かした工業、流通などの産業振興による持続的な発展を目指す。
都市計画道路検証事業	都市計画決定主旨における当該路線の必要性、実現性の変化に対応した都市計画道路網の検証。
工業団地造成事業	（仮称）新田下田中工業団地用地として買収し、工業団地として造成し分譲を行う。

担当課

- ・都市計画課
- ・用地管理課
- ・用地開発課

施策名 景観の保全・創造

施策の現状

- ・景観計画及び景観条例、屋外広告物条例のもと、良好な景観づくりを進めています。
(景観条例のうち一部は、平成22年4月1日施行。平成23年1月1日完全施行)

施策の課題

- ・景観・屋外広告物に関して、市民及び事業者への周知を図り、理解と協力を求める必要があります。
- ・景観重要建造物及び景観重要樹木を指定し、地域における景観づくりを推進するとともに、景観重要公共施設を指定し、先導的に景観形成を促進することが求められています。
- ・景観形成重点地区の指定に向けて、地区住民の合意形成を図る必要があります。
- ・景観へ悪影響を及ぼす物件(景観阻害物件)の監視や通報、違反広告物の除却や通報等に係る仕組みを構築する必要があります。

施策の方向性

- ・景観ガイドラインを作成し、景観に配慮すべき事項、地域ごとにめざす景観の方向性やルールを定めます。
- ・景観重要建造物及び景観重要樹木の指定、景観重要公共施設の指定に向けて協議、検討を進めます。
- ・景観形成重点地区の指定に向けて、地区住民の合意形成を図ります。
- ・景観審議会で、景観づくりに関する事項について様々な視点から検討を行います。
- ・景観づくりに関する情報提供、人材育成及び啓発に努めるとともに、市民・事業者による景観づくりの取組みを支援します。
- ・景観アドバイザー制度を創設し、景観づくりに関する技術的な助言や指導を行います。
- ・景観ボランティア制度を創設し、景観阻害物件の監視や通報、違反広告物の除却や通報など、市民と行政が協力して良好な景観づくりを推進します。

【指 標】

指標名	現状値(平成20年度)	目標値(平成28年度)
景観満足度	0.0ポイント	3.7ポイント

* 市民満足度アンケートによる(参考:適正な土地利用の推進 平成20年度結果3.601)

主な実施事業

事業名	概要
景観保全形成事業	・景観重要建造物及び景観重要樹木、景観重要公共施設の指定 ・景観形成重点地区の指定
景観・屋外広告物規制誘導事業	・届出対象行為の審査 ・屋外広告物の申請・許可等 ・違反広告物の除却

担当課

・都市計画課

施策名 道路網の整備

施策の現状

- ・都市における安全かつ快適な交通を確保する計画道路として、重要路線から逐次整備実施しています。
- ・北関東自動車道の開通に伴い、生活圏道路が分断されています。

施策の課題

- ・用地取得に時間を要します。
- ・事業費に多額の費用が必要なため、完成までに時間を要します。

施策の方向性

- ・早期完成を目指し事業効果を高めます。
- ・新しいまちづくりへ向けて、都市計画道路網整備を推進します。
- ・早期完成を目指し有利な補助金を確保し事業効果を高めます。
- ・用地買収については、早期完成を目指し積極的に交渉を進めます。

【指 標】

指標名	現状値（平成 20 年度）	目標値（平成 28 年度）
都市計画道路の改良率	45.9%	48.1%
北関東自動車道側道建設事業の進捗率	90%	100%

主な実施事業

事業名	概要
都市計画道路整備事業	都市計画道路の整備を実施する。
北関東自動車道側道建設事業	北関東自動車道側道を建設する。

担当課

- ・道路建設課

施策名 市道の整備

施策の現状

- ・市民生活に密着した市道の整備は、快適性、利便性を求める市民からの強い要望があります。

施策の課題

- ・生活道路は快適で安全かつ利便性のある道路として、経年劣化した道路の改良、未整備道路の新設整備を進めるが、多額の費用を要するため予算の範囲内での最大整備延長に止まっています。
- ・生活の快適性に配慮した歩行者、自転車通行、高齢者、障がい者に優しい道路整備が求められているが、道路用地の確保に苦慮しています。

施策の方向性

- ・整備の重要性を考慮し予算の範囲内において効率的に市道の整備を行います。

【指標】

指標名	現状値（平成 20 年度）	目標値（平成 28 年度）
道路改良率	60.6%	66.5%

主な実施事業

事業名	概要
一般市道新設改良事業	生活道路の新設、改良の事業を実施する。

担当課

- ・道路建設課

施策名 住宅対策・市営住宅の管理

施策の現状

- ・ 鳥之郷市営住宅（準耐火 172 戸）については、既に法定耐用年数も平成 12 年に超過しており、また RC 造中耐（4 棟 144 戸）については、平成 23 年には築 40 年が経過することになり、内外の老朽化が著しい状況となっています。
- ・ 八幡改良住宅・八幡市営住宅については、用途廃止に伴う住替えを考慮する必要があります。
- ・ 八幡改良住宅・八幡市営住宅を含めた鳥之郷市営住宅全体の建替計画が求められています。
- ・ 大原市営住宅と三島市営住宅の統合案を模索しています。
- ・ 平成 21 年度までは、平成 13 年度に策定した「ストック総合活用計画」に則って建替事業・外壁塗装及び屋上防水工事などの個別改善を進めておりましたが、平成 22 年度から平成 31 年度までの 10 年間は、平成 21 年度末までに策定した「公営住宅等長寿命化計画」をベースに、建替事業・個別改善を進めています。

施策の課題

- ・ 鳥之郷市営住宅建替事業の早期実施が急務となっています。
- ・ 築 30 年以上経過している鉄筋コンクリート造団地の外壁コンクリートの剥落による人的被害及び屋上防水の劣化による最上階世帯への漏水被害が危惧される状況にあります。

施策の方向性

団地名	現状戸数	建替予定戸数 A	平成 21 年度		平成 28 年度		備考
			実施済戸数 B	実施率 (%) B/A × 100	実施済戸数 C	実施率 (%) C/A × 100	
軽浜市営住宅	35	28	12	42.8	28	100.0	南ヶ丘団地からの住替え(10戸)含む H24年度に完了
鳥之郷市営住宅	372	300	0	0.0	135	45	準耐火(172戸)・中耐(144戸)の建替え 八幡改良・八幡市営住宅からの住替え含
三島(大原)市営住宅	48	36	0	0.0	36	100.0	統合案を模索
計	455	364	12	3.3	199	54.7	

施策の指標

指標名	現状値（平成 21 年度）	目標値（平成 28 年度）
市営住宅建替事業実施率	3.3 %	54.7 %

市営住宅建替事業実施率 = 実施済戸数 / 建替予定戸数 × 100（7 年間・対象 4 団地）

主な実施事業

事業名	概要
公営住宅整備整備事業	長寿命化計画に基づき老朽化した公営住宅の建て替えを図る。
公営住宅等ストック総合改善事業	定期的なメンテナンスを実施することにより、既存住宅ストックの長寿命化を図る。

担当課
・住宅課

施策名 市街地の整備

施策の現状

- ・本市の土地区画整理事業は、昭和 35 年に首都圏整備法に基づく市街地開発区域の指定を受け、利便性が高く住みよく災害に強いまちの実現に向け、土地区画整理事業の推進に取り組んできました。
- ・東矢島土地区画整理事業は、平成 2 年度に事業認可以来、市施行により、地区面積 79.9ha の内、仮換地指定を 99.8%指定し、都市基盤の整備を進めています。
- ・宝泉南部土地区画整理事業は、平成 3 年度に事業認可以来、市施行により、当初、地区面積 99.2ha で着手し、現在、地区面積 42.6ha に規模を縮小し、都市基盤の整備を進めています。
- ・尾島東部土地区画整理事業は、平成 11 年度に組合設立認可以来、組合施行により、地区面積 45.9ha の内、仮換地指定を 63.4%指定し、都市基盤の整備を進めています。

施策の課題

- ・土地区画整理事業には、長い年月と多額な費用を要するため、社会情勢及び経済状況の変化を的確に把握し、柔軟に対応する必要があります。
- ・地価動向の下落が続く中、保留地の公売等による資金確保への創意工夫と努力が必要となっています。

施策の方向性

- ・土地区画整理事業の進捗率の目標を 97.1%に定めて整備を進めます。
- ・関係権利者の合意形成を積極的に図り、土地区画整理事業の推進に努めます。

【指 標】

指標名	現状値（平成 20 年度）	目標値（平成 28 年度）
土地区画整理事業の進捗率	44.1%	97.1%

主な実施事業

事業名	概要
東矢島土地区画整理事業	R407 と R354 に面した区域 79.9ha を、健全な市街地の整備を図り、公共の福祉の増進に資するため、土地の区画形質の改善や公共施設の整備改善を行う。
宝泉南部土地区画整理事業	木崎駅東部・大川東側の 42.6ha の区域を、健全な市街地の整備を図り、公共の福祉の増進に資するため、土地の区画形質の改善や公共施設の整備改善を行う。
尾島東部土地区画整理事業	R354 と県道由良深谷線に面した 45.9ha を、健全な市街地の整備を図り、公共の福祉の増進に資するため、土地の区画形質の改善や公共施設の整備改善を行う。

担当課

- ・区画整理課

施策名 太田駅周辺の整備

施策の現状

- 東武鉄道太田駅を中心とする本地区（31.0 ha）は、主要幹線道路が交差する中心市街地であることから、駅周辺の優れた立地条件を生かすため、道路や公園などの公共施設を整備し、都市環境の充実と良好な住宅整備を行い、健全な市街地の形成を図っています。

施策の課題

- 無秩序な住宅開発による狭小道路や過小過密住宅・老朽家屋などが混在し、また公園緑地が皆無であるので、防災上の問題があります。
- 事業の長期化が懸念されるため、計画の見直しを検討する必要があります。

施策の方向性

- 仮換地未指定地区において現状を把握し、事業計画・実施計画の変更を検討します。
- 民間主導による市街地再開発の啓発に努めます。

【指標】

指標名	現状値（平成 20 度）	目標値（平成 28 年度）
土地区画整理事業の進捗率	14.6%	20.4%

主な実施事業

事業名	概要
太田駅周辺土地区画整理事業	良好な宅地の整備を、幹線道路や公園緑地等の公共施設の整備と併せて行い、駅周辺街区の有効利用を図り、本市の顔にふさわしい環境を創出する。
中心市街地整備事業	本地区は中心市街地として、産業・観光の拠点と位置づけられており、平成 18 年度に完成した連続立体交差事業との整合性を考慮した整備を行う。 また、本事業は、社会資本総合整備計画（太田市中心市街地「第二期」）に位置づける予定である。

担当課

- 区画整理課

(6) 行財政の推進

6 - 1 行政情報の提供

6 - 2 公聴体制の充実

6 - 3 区制に関すること

6 - 4 地区住民活動の推進

6 - 5 国際交流の推進

6 - 6 国際姉妹都市・友好都市交流事業の推進

6 - 7 情報化の推進

6 - 8 健全な財政運営の推進

6 - 9 市有財産の取得・管理

6 - 10 コミュニティを育む施設整備の推進

6 - 11 市有建築物の設計・管理

6 - 12 文書管理・法制事務に関すること

6 - 13 男女共同参画社会の実現

施策名 行政情報の提供

施策の現状

- ・本市の広報活動は、広報おおた、公式ホームページ、エフエム太郎、群馬テレビを媒体として行っています。
- ・行政情報を「読みやすさ」を念頭に、タイムリーかつスピーディに市民に伝える「広報おおた」を年35回発行しています。
- ・行政情報をきめ細やかに提供することにより、市民生活の利便性向上に寄与することができることから、住民に親しまれる地域密着型のコミュニティ FM 局（エフエム太郎）を活用し、積極的に行政情報や生活に役立つ情報提供を行っています。
- ・公式ホームページは、平成20年3月にデザインの全面的なリニューアルを実施し、年間アクセス数は132万件となっています。

施策の課題

- ・行政情報をタイムリーかつスピーディに市民に伝えることは、市民生活の向上のための重要な施策です。広報紙の担う役割は依然高いので、今後も引き続いて市民ニーズに的確に応え、市民に読まれる広報紙が発行できる体制づくりが必要です。
- ・自動車普及率の高い太田市では、運転しながら気軽に聴けるラジオ放送をとおして、市の施策やお知らせを分かり易く伝えていくことも重要です。今後とも地域密着のコミュニティ FM 放送をとおして「広報おおた」や市ホームページとリンクさせ、複層的に行政情報をタイムリーに提供していくことが市民の利便性向上に有効です。
- ・公式ホームページにおいては、その特質から情報の速報性と検索の容易性が求められますが、健常者だけでなく障がい者にとっても、利便性に優れたホームページとする必要があります。

施策の方向性

- ・「広報おおた」については、より多くの市民に手にとってもらえるように定期的に表紙を含めた紙面全体のリニューアルを行います。
- ・各種広報媒体の有機的な連携（メディアミックス）の促進を図り、それぞれの広報媒体の特性を生かして、より効果的な情報提供に努めます。
- ・ホームページを見やすく使いやすいものとするために、ページデザインの継続的な見直しとウェブアクセシビリティの向上、及び動画サイト等のインターネット技術を活用した情報提供の発信に努め、ホームページ利用者の増加を図ります。

【指 標】

指標名	現状値（平成20年度）	目標値（平成28年度）
公式ホームページのアクセス数	1,320,000件	1,400,000件

主な実施事業

事業名	概要
「広報おおた」リニューアル事業	定期的に「広報おおた」の表紙を含めた紙面全体のリニューアルを行う。
「ホームページ」リニューアル事業	ページデザインの継続的な見直しとウェブアクセシビリティの向上及び動画サイト等のインターネット技術を活用によるリニューアルを行う。

担当課

・ 広報課

施策名 公聴体制の充実

施策の現状

- ・市民から市政に対する意見・陳情・要望や心配ごと、悩みごと等に対し、弁護士・人権擁護委員・行政相談委員などの専門家による面接相談や市職員による相談を行っています。具体的には無料弁護士相談、無料行政書士相談、人権悩み事相談、行政相談、市民相談等です。
- ・市長への手紙や市長へのFAX・市長へのEメール等、面談や電話以外の方法で市政に対する意見・要望・苦情等を受け付けています。
- ・市政への参加・行政運営する上で相互の理解を深めるため、市内の各行政センター等を利用し気軽に市長と市民が語り合う「縁台トーク」を開催しています。
- ・各種相談日程や検診日等を記載した「暮らし・健康カレンダー」を作成し各戸に配布しています。

施策の課題

- ・高齢化社会に伴い認知症が疑われる相談等、高齢化社会を反映した相談が増加しています。
- ・メール等匿名性の高い相談に対しても、ていねいな回答が求められています。
- ・適切な回答が出来るよう、相談員の資質の向上に努める必要があります。

施策の方向性

- ・適切なアドバイスが出来るよう、関係機関との連携を深めます。
- ・「暮らし・健康カレンダー」を継続して発行し、市民の利便性を維持します。
- ・職員の市民対応についてサービスアンケートを実施し、接遇や業務システムの点検、改善に役立てるとともに、関係課等に水平展開を行います。

【指標】

指標名	現状値（平成20年度）	目標値（平成28年度）
担当職員の説明が分かりやすかったと答えた割合	63%	70%

主な実施事業

事業名	概要
無料弁護士相談	敷居が高いと感じる弁護士相談を無料で行うことにより、弁護士に相談しやすい環境を作る。
市長への手紙	市長への手紙をとおして、直接市長へ苦情・要望を伝える。

担当課

- ・生活そうだん課

施策名 区制に関すること

施策の現状

- ・ 太田市全体の行政区では、226 行政区の平均世帯は 364 世帯で、最多 1,827 世帯、最小 38 世帯というように極端な規模の格差が存在しています。世帯数は新興の市街地や住宅団地に多く、歴史的農村集落や山間部に少ない傾向にあり、地区ごとの差も顕著です。さらに、ますます少子高齢化が進む中で、おおむね 100 世帯以下の小規模行政区の地域におけるコミュニティ活動を考えた時に、地域活動の停滞や、各種の役員選出に苦勞するなど、多くのことに不都合が生じている可能性も指摘されています。
- ・ 小規模行政区の規模及び区長代理の取扱いが検討され、平成 19 年度からは 100 世帯未満の行政区には区長代理を置かないこととなりました。また、平成 21 年度から、地区会長会議及び小規模行政区の多い尾島・世良田地区で合区の可能性及び区長代理の設置基準などについて、協議を重ねています。

施策の課題

- ・ 小規模行政区は既存の自治の単位に不便・不満を感じていないという実態があり、合区への選択を難しくしています。

施策の方向性

- ・ 小規模行政区の合区にむけて、区長会と協議を行っていくなかで、行政区の合区の促進、行政区の見直しを行っていきます。

【指標】

指標名	現状値（平成 20 年度）	目標値（平成 28 年度）
行政区などの見直し	226	188

主な実施事業

事業名	概要
行政区などの見直し	100 世帯未満の小規模行政区の合区の促進

担当課

- ・ 地域総務課

施策名 地区住民活動の推進

施策の現状

- ・地域活動の拠点整備事業は、地域活動の拠点となる地区集会所の新增築等に対する補助を行っている。平成 20 年度に太陽光発電システム導入補助 1/2 以内（限度額 150 万円）の新設、21 年度には補助率を新築・改築 1/2 以内（限度額 500 万円）改修 1/3 以内に改定、また、22 年度はトイレの水洗化に対する補助率を 1/2 以内（限度額 150 万円、24 年度までの 3 年間）に改定しました。
- ・地域活動の円滑な運営事業は、21 地区の集会所用地の賃借料に対する補助 1/2（限度額 5 万円）を行っています。
- ・1%まちづくり事業は、市民の参画と協働のまちづくりの実践事業として、平成 18 年度からスタートし、これまでに地区内の環境美化をはじめ防犯活動など数多くの事業を実施し、地域コミュニティの活性化や特色あるまちづくりに努めています。

施策の課題

- ・地区集会所の老朽化による建て替えや改修等の増加が見込まれます。
- ・1%まちづくり事業は、市民主体のまちづくりを進める観点から、各行政区及び団体からの提案を増やしていく取組が必要です。

施策の方向性

- ・地区住民が集会所を快適に使用できるよう、集会所等の補助制度を継続して推進します。
- ・1%まちづくり事業の提案件数を増やすため、成果発表会の開催や広報紙及びホームページ等で PR に努めます。

【指 標】

指標名	現状値（平成 20 年度）	目標値（平成 28 年度）
1%まちづくり事業採択件数	130	135

主な実施事業

事業名	概要
1%まちづくり事業	太田市まちづくり基本条例の基本趣旨である市民の参画と協働のまちづくりを実践するため、市民等が主体となって地域コミュニティの活性化に取り組む事業に対し助成する。

担当課

- ・地域総務課

施策名 国際交流の推進

施策の現状

- ・国際姉妹都市である米国カリフォルニア州バーバンク市とは、国際理解と国際親善に貢献できる積極的で行動力のある学生の育成を目的として、毎年交換学生の派遣・受入を交互に実施し交流を図っています。
- ・国際姉妹都市である米国インディアナ州グレイターラフィエットとは、国際理解と国際親善に貢献できる積極的で行動力のある学生の育成を目的として、交換学生の派遣・受入を実施し交流を図っています。
- ・国際友好都市である中国遼寧省營口市とは、情報交換・経済交流などの交流推進の協議のため、人民政府交流代表団又は経済貿易交流代表団を受け入れています。
- ・在住外国人が、安心して暮らせるまちづくりをめざして、外国人相談窓口を設置し、外国人に対する多言語による行政上の相談、情報提供を行っています。
- ・海外との人的交流を行う団体、在住外国人日本語教室を行う団体等を対象として、積極的な支援を行っています。

施策の課題

- ・通訳者、ホストファミリー等、国際化に寄与する人材の育成が必要です。
- ・長引く景気の低迷は、市内在住外国人にあらゆる面で影響を及ぼしています。
- ・新型インフルエンザの蔓延等、突発的な事故に対応する危機管理に取り組む必要があります。

施策の方向性

- ・国際交流の推進
国際姉妹都市及び友好都市との一層の友好親善を図るうえで、ボランティア団体等の協力を得て国際交流に関わる人材の育成に努めます。
- ・国際化施策の充実
外国人相談窓口による行政情報サービス、外国人日本語教室の支援等の施策をより一層充実させ、外国人と安心して快適に共生できるまちづくりに努めます。
- ・国際協力、国際貢献の促進
JICA 等関係団体と連携して国際協力、国際貢献に努めます。

【指標】

指標名	現状値（平成 20 年度）	目標値（平成 28 年度）
交流実施年数	4 年	12 年

主な実施事業

事業名	概要
国際交流事業（グレイターラファイエット、バーバンク市及び営口市等）	派遣事業は、学生を対象とするホームステイ方式により、国際化に寄与する人材育成を図ります。 受入事業では、ホストファミリー等市民ボランティアの育成を図ります。
外国人相談窓口の実施	市内に在住する外国人市民に対し、行政情報の正確な提供を行なうとともにその定住化を支援するため、実施します。

担当課

・交流推進課

施策名 国内姉妹都市・友好都市交流事業の推進

施策の現状

- ・平成 14 年 4 月に愛媛県今治市と国内姉妹都市を提携して以来、行政が橋渡し役となつてスポーツ、文化事業などにおいて市民交流を図っています。
- ・旧尾島町と友好都市であった青森県弘前市とは、「ねぶた祭り」を通じて友好都市交流を継続し、スポーツ、文化などの分野で市民交流を図っています。
- ・姉妹・友好都市とも太田市で行うスポレク祭の物産市や年末の物産朝市へ参加し、各都市の特色を市内に広めています。

施策の課題

- ・姉妹・友好都市は遠隔地であるため、有意義な都市間交流を計画する市民団体に対し補助事業を実施していますが、厳しい財政状況の中、その予算は限られています。

施策の方向性

- ・事業に対する予算は限られているが、文化・スポーツ等の市民交流を実施する団体を支援し、都市間交流を推進します。

【指標】

指標名	現状値（平成 20 年度）	目標値（平成 28 年度）
交流実施年数	4 年	12 年

主な実施事業

事業名	概要
国内姉妹都市・友好都市交流事業	姉妹都市今治市及び友好都市弘前市における都市間市民親善交流をスポーツ、文化などの分野で支援します。

担当課

- ・交流推進課

施策名 情報化の推進

施策の現状

- ・電子自治体の実現を目指し、情報セキュリティにおける脅威を排除しつつ外部との円滑な情報伝達を維持するため、また、基幹事務の処理を一定水準以上に保つため、OA機器（パソコン・プリンター）を更新しています。

施策の課題

- ・正規職員数が減少する中、嘱託員が基幹事務処理に携わる機会が多くなってきておりパソコンの配備が必要となっています。

施策の方向性

- ・基幹事務処理用 OA 機器の計画的な更新を行うことにより、機器の故障発生を最小限に抑え、事務処理の停滞を防ぎます。
- ・基幹事務処理に携わる嘱託員へのパソコン配備を検討します。

【指 標】

指標名	現状値（平成 20 年度）	目標値（平成 28 年度）
5 年経過 OA 機器更新率	100%	100%

主な実施事業

事業名	概要
庁内パソコン整備事業	導入後 5 ヶ年経過した基幹事務処理用 OA 機器の更新

担当課

- ・情報管理課

施策名 健全な財政運営の推進

施策の現状

- ・平成 20 年秋の世界同時不況以降、法人市民税等が大幅な減収となり、厳しい財政運営が続いています。
- ・歳出に関しては枠配分予算の継続実施などにより経常経費の縮減に努めてきたが、学校耐震化事業等の大型事業の集中実施や子ども手当の支給により、平成 22 年度の予算規模は 729 億円となっています。
- ・平成 21 年 4 月に本施行された財政健全化法による判断比率では、本市の財政状況は実質公債費比率が 9.9、将来負担比率が 112.3 (H21 年度) であり、概ね良好な数値となっています。

施策の課題

- ・経済不況に伴って市税収入が不安定となっており、長期的な財政運営が見通せない状況にあります。
- ・臨時財政対策債への依存度が高まっており、市債残高が増加傾向にあります。
- ・市民満足度アンケート結果を参照しつつ、既存事業の見直しを継続させる必要があります。
- ・分かりやすい財政状況の公表に関して、工夫が求められています。

施策の方向性

- ・引き続き経常経費の節減に努め、健全な財政運営に向けて努力します。
- ・臨時財政対策債と通常債のバランスをとりつつ、市債残高の縮減を図ります。
- ・市民満足度アンケート結果を反映した予算配分に努めます。
- ・分かりやすい財政公表に向けて検討します。

【指 標】

指標名	現状値 (平成 21 年度)	目標値 (平成 28 年度)
財政健全化判断比率(実質公債費比率)の改善	実質公債費比率 9.9	実質公債費比率 9.5

現状値については直近である平成 21 年度の数値とした。

主な実施事業

事業名	概要
「償還元金を超えない市債の発行」の堅持	市債の発行については、事業の優先度に応じた適切な規模とし、償還元金を超えない範囲とする。(臨時財政対策債等、国の施策によるものを除く)

担当課

- ・ 財政課

施策名 市有財産の取得・管理

施策の現状

- ・公共用地として土地開発公社が先行取得し、保有期間が長期化した土地の縮減と共用済土地の解消を図るため、土地開発公社の経営健全化に取り組んでいます。
- ・本庁舎は平成 10 年 3 月に竣工し、現在まで 12 年が経過しており各種設備機器の耐用年数や老朽化による更新が必要となって来ています。

施策の課題

- ・景気の低迷による財政状況の悪化により、公社保有土地の買戻し財源の確保が困難になっています。
- ・「土地開発公社の経営の健全化に関する計画」の期間が平成 22 年度で終了します。
- ・今後は、庁舎内の各種機器の耐用年数がそれぞれ経過することから、保守管理は重要となります。
- ・機械設備の一部に耐用年数を越えたものがあるため、経年劣化による故障を未然に防止し施設を延命化する必要があります。
- ・機器類の経年劣化が進むことから、保守費用及び修繕費の増加が見込まれます。

施策の方向性

- ・土地開発公社の健全経営及び本市の財政負担の軽減のため、「土地開発公社の経営の健全化に関する計画」期間終了後も、引き続き計画的に買戻しを進める必要があります。
- ・庁舎内の各種機器の耐用年数の延命を図りながら、計画的に更新を行います。
- ・機器の故障は予測できない場合も多々あり、迅速な対応に努めます。

【指標】

指標名	現状値（平成 20 年度）	目標値（平成 28 年度）
保有土地の簿価総額	3,029 百万円	0 円
本庁舎設備等の更新件数	5 件	0 件

「土地開発公社の経営の健全化に関する計画」に基づくもの。

主な実施事業

事業名	概要
本庁舎設備等保全事業	本庁舎設備の老朽化により一部装置の更新を行う。

担当課

- ・管財課

施策名 コミュニティを育む施設整備の推進

施策の現状

- ・ 沢野行政センター（沢野公民館）は、昭和 47 年 4 月に建設され、以来 38 年が経過し建物の老朽化が顕著となっています。
- ・ 駐車場も狭隘なため、地区住民の活動の拠点として不便をきたしています。
- ・ 15 地区行政センターの内、沢野地区を除く地域は施設の新築事業がすでに終了しています。
- ・ 昭和 52 年 8 月竣工の新田庁舎は、32 年が経過したため本体構造をはじめ、外壁、屋上等の老朽化が進み随所に要改修箇所が目立ち、一時しのぎ的な部分改修ではなく、総合的改修工事の施工が急務となっています。
- ・ 新田庁舎の耐震診断は済んでおり、その結果に基づいた耐震補強工事が必要です。
- ・ 新田庁舎は鉄筋コンクリート一部鉄骨造 3 階建、3,739.94 m²（内平成 5 年度に 791.49 m²を増築）

施策の課題

- ・ 沢野行政センター（沢野公民館）は、老朽化が顕著である事から地域の学習活動、住民活動の拠点として支障をきたしています。
- ・ サークル、団体等の利用が減少傾向にあります。
- ・ エレベーターの設置が無いため、高齢者や障害者の利用に支障をきたしています。
- ・ 新田庁舎は、耐震補強工事には多額の経費を必要とします。
- ・ 浄化槽の不明水が生じています。
- ・ 庁舎屋上ビニールシートが老朽化しています。
- ・ 庁舎正面玄関の上部の笠木（建物のパラペット頂部の仕上材）が老朽化しています。

施策の方向性

- ・ 地区の学習活動、住民活動の拠点として市民に親しまれ、利便性の高い機能性を備えた沢野行政センターの整備を推進します。
- ・ 老朽化した新田庁舎の長期的かつより経済的な運用方法を検討します。

【指 標】

指標名	現状値（平成 20 年度）	目標値（平成 28 年度）
沢野行政センター完成	00.0%	100%
施設整備の進捗状況	4.9%	100.0%

主な実施事業

事業名	概要
(仮称) 沢野行政センター 新築移転事業	住民活動の拠点として利便性の高い施設の整備
新田庁舎保全改修事業	新田庁舎は昭和 52 年に竣工のため、老朽化が進み改修を実施。

担当課

- ・ 沢野行政センター
- ・ 西部地域福祉課

施策名 市有建築物の設計・監理

施策の現状

- ・限られた予算の中で、利用者に安全で快適な環境を提供するとともに、地球温暖化防止、廃棄物抑制や有害物質の適正な取扱いなど、さまざまな環境配慮に努めています。
- ・施設を良好な状態に保ち、長期的に使用することで、財政負担と環境負荷の軽減に貢献できることから、施設管理者を対象とした「公共施設維持管理マニュアル」の普及、「公共施設維持管理カルテ」等の作成の支援に努めています。

施策の課題

- ・安全で快適な環境を提供するため職員個々のスキルアップを図ると共に各種マニュアルとチェックシート等の活用が課題である。
- ・保全計画作成の基礎資料となる維持管理カルテの作成を推奨しておりますが、現状は必ずしも活用されている状況ではありません。成果のある活用方法が課題です。

施策の方向性

- ・職員個々のスキルアップを行なうため、工事完成後、各現場での課題や問題点など、建築課全体で意見交換等の研修を行い事例集とし経験を蓄積するなど技術研修の更なる充実を図ると共に、各種マニュアルとチェックシート等を最新の情報に保つため、定期的な見直しを実施します。
- ・施設管理者と連携を図り、施設の状況の把握に努めると共に、重要度や優先度を考慮しながら、財源の確保や改修方法の提案をし、実効性のある保全計画の作成に努めます。

【指標】

指標名	現状値（平成 20 年度）	目標値（平成 28 年度）
建築・設備技術研修	8 回	8 回

建築・設備技術研修については、内容の充実を図り、回数については変更しない。

主な実施事業

事業名	概要
設計・監理に関連する職場研修の実施	工事監理業務能力の向上を図るため
公共施設維持管理マニュアルの普及・啓発	市有建築物の適切な維持管理を図り、財政負担の軽減を図るため

担当課

- ・ 建築課

施策名 文書管理・法制事務に関すること

施策の現状

- ・ 公文書の保存については、「文書取扱規則」で内容に応じて保存年限が定められており、1年・3年・5年・10年・永年等に分類されています。
- ・ 現状では、公文書は保存年限を経過すると廃棄され、歴史的資料として保存し、利活用することができません。

施策の課題

- ・ 歴史資料として重要な価値を有する公文書等（行政刊行物含む。）を市民の共通の財産として後世に伝えるため、資料の保存と公開等と併せて公文書のデータ化への移行を検討する必要があります。
- ・ 評価選別・分類するための委員会の設置を検討する必要があります。
- ・ 文書を保存、展示、調査研究するための施設を検討する必要があります。
- ・ 文書のデータ化（マイクロフィルム）による保存の検討が必要です。

施策の方向性

- ・ 市の公文書（行政文書、行政資料など）などの歴史的価値のある文書を収集、整理、保存し、行政及び市民の利用に供するための施設（公開場所）の整備を検討します。
- ・ 歴史資料として重要な公文書の選定方法と有識者、市民を含めた委員会の設置を検討します。
- ・ 公文書館の必要性や、既存の施設での資料保存及び公開等について研究します。
- ・ 重要な公文書の選定に関する考え方の研修会を実施します。
- ・ 歴史資料として重要な公文書の選別・保存を実施します。
- ・ 公文書（歴史的公文書）のデータ化（マイクロフィルム化）を推進します。

【指標】

指標名	現状値（平成20年度）	目標値（平成28年度）
文書館整備	0%	100%

主な実施事業

事業名	概要
文書館整備事業	公文書の保管・整理のデータ化（検索システムの構築） 公文書館建設 建物概要（閲覧室、展示室、文書整理作業室・保存室等）

担当課

- ・ 総務課

施策名 男女共同参画社会の実現

施策の現状

- ・「太田市男女共同参画基本計画」を策定し、事業を推進しています。
- ・男女共同参画社会実現の理解を図るため、市民・企業・職員などを対象とした講演会やセミナーを開催しています。
- ・女性に対する暴力相談に対応しています。
- ・広報やホームページ等により、女性人材リストの登録者を募集しています。

施策の課題

- ・「太田市男女共同参画基本計画」を策定し推進しているが、より一層の推進体制の強化を図る必要があります。
- ・男女共同参画社会の大切さが、市民や企業等に広く理解され、共有されていくことが必要です。
- ・女性問題解決支援の取り組みの充実を図る必要があります。
- ・女性人材リストにより、審議会や委員会等への女性の登用を推進しているが、リストの活用をさらに周知する必要があります。

施策の方向性

- ・「太田市男女共同参画基本計画」については、管理体制を整え進捗状況を検証し、施策の方向性を検討した後「第2次基本計画」を策定し、事業を推進します。
- ・今後も継続的に、講演会やセミナーを開催します。
- ・企業との連携体制を整備します。
- ・相談支援センター設置については、今後、県と調整を図りながら、近隣市町の現状把握に努めるとともに、相談業務について、関係機関とより一層の連携を図ります。
- ・「女性人材リスト」の活用について、周知・徹底を図ります。

【指 標】

指標名	現状値（平成20年度）	目標値（平成28年度）
審議会等委員の女性比率	18.0 %	22.0 %

主な実施事業

事業名	概要
地域人権啓発活動活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・女（ひと）と男（ひと）の共生セミナー ・啓発用冊子配布
各種セミナー	<ul style="list-style-type: none"> ・職員対象（セクハラ・パワハラ防止）セミナー ・DV防止セミナー

担当課

- ・生活そうだん課

6 . 地域整備計画

地域整備計画の地域区分にあたっては、市全域を4つのゾーンに区分した前期行動計画の構成を継続して採用することとした。また、4つのゾーンを構成する各地区については、後期行動計画では、概ね下記のように位置づけることとした。

都市・産業共生ゾーン (東 部 地 域)	太田駅を中心にして、概ね旧太田市の太田、九合、沢野、葦川、休泊の5つの地区とその周辺から地域を形成します。
地区・環境共生ゾーン (西 部 地 域)	概ね旧太田市の鳥之郷、宝泉、旧尾島町の尾島、世良田、旧新田町の木崎、生品、綿打の7つの地区とその周辺から地域を形成します。
地区・調和共生ゾーン (北 西 部 地 域)	概ね旧藪塚本町の藪塚東部、藪塚西部の2つの地区とその周辺から地域を形成します。
交流・保全共生ゾーン (北 東 部 地 域)	概ね旧太田市の強戸、毛里田の2つの地区とその周辺から地域を形成します。

都市・産業共生ゾーン（東部地域）

1 地域の概況と課題

当該地域には、太田駅を中心として東武伊勢崎線、東武桐生線、東武小泉線の3本の鉄道が走り、また、国道407号、122号、県道前橋館林線を中心に骨格道路が形成され、さらに、太田東部幹線の整備が予定されており、本市における交通の要衝地を形成しています。

当該地域の北側には、金山や大光院に代表される豊かな自然や歴史が多く残っており、地域住民のみならず市民の貴重な財産となっています。

中心市街地では、まちの活気が失われつつあります。太田駅周辺については、太田駅の高架が完成して、南北の一体化が図られています。また、北口駅前ロータリーが共用を開始しました。

2 地域の将来像

当該地域は、太田市中心市街地にふさわしい魅力ある多様な都市的機能の集積と快適な広域交通体系及び良好な市街地環境と居住環境の形成が求められていることから、近隣の大泉町・邑楽町との地域連結等の地域特性を活かした土地利用整備の検討が求められています。

そのため、地域の将来像を「中心市街地にふさわしい魅力と活気あるまち」として、次のようなまちづくりを目指します。

商店街ににぎわいがあるまちをつくります。

広域交通拠点を形成します。

高齢者や障がい者にやさしく災害に強い都市空間を整備します。

自然的環境や歴史的遺産と都市的環境とが調和する環境を形成します。

骨格幹線道路の整備と併せた良好な住環境を形成します。

優良農地を保全し、農業振興を図ります。

太田駅北側の大規模工業地は、都市型工業の拠点として工業機能を維持します。太田駅周辺地区の一部については、商業機能と住宅機能を併せ持った複合住宅地として位置づけ、再開発事業等により中高層の良好な街並み、住環境を創出します。

地区・環境共生ゾーン（西部地域）

1 地域の概況と課題

当該地域には、豊かな田園地帯、多くの歴史的遺産や屋敷林などの樹林地など原風景が残されており、市民の貴重な財産となっています。

当該地域には、田園集落空間が広がる中で、大規模工業団地が散在し、その周辺で住宅地や小規模店舗の立地等が見られます。

また、近郊農業が盛んな土地改良事業が実施された優良農地では田園風景の基礎を成しています。

2 地域の将来像

この地域は、自然環境を保全整備する役割と北関東自動車道の整備に伴う産業拠点としての大きな役割があります。そこで、この地域の将来像を「自然や歴史的資源の豊かな原風景と産業環境が調和したまち」とし、次のようなまちづくりを目指します。

地域バランスに配慮して生活拠点、福祉・文化交流拠点を形成します。

原風景と調和した新たな産業拠点を形成します。

環状道路、放射道路等幹線道路の整備に併せた良好な住宅地を形成します。

市街地及び幹線道路に配慮した救急医療拠点を形成します。

歴史・文化遺産を保全整備し、魅力的なまちづくりを推進します。

豊かな湧水、河川緑地や樹林地など自然環境や優良農地を保全します。

大規模商業施設、多目的ホール、展示施設、親水公園等は「新田地域拠点」として位置づけ、地域内に散在する大規模工業団地等は「産業拠点」として位置づけ、原風景との調和を図り、生産性の高い工業拠点機能を強化・育成します。

利根川、早川、石田川の3河川は、都市の骨格を形成する河川であるとともに、身近な自然環境を提供する市街地内の貴重なオープンスペースであり、小動物の生態系に十分配慮して、親水空間の保全及び活用、自然にやさしい緑化護岸等の整備を促進し、自然環境の保全に努めます。

この地域を東西に走る日光例幣使道は、「歴史の散歩道」として、歩行者系道路として位置づけます。

新田荘遺跡円福寺境内など新田氏関係の史跡を整備するとともに、それらを核として「中世史ネットワークづくり」に努めます。

地区・調和共生ゾーン（北西部地域）

1 地域の概況と課題

北西部地域は、比較的平坦な地形を活かして農業を中心とした都市として発展してきたことから、当該地域の東側に位置する八王子丘陵をはじめ、豊かな田園地帯と岡登用水などは、地域住民のみならず、市民の貴重な財産となっています。

本地域は区域区分の定めない非線引き都市計画区域であり、区域区分の指定を行い、新生太田市として都市計画区域の統合が必要となっています。

八王子丘陵は豊かな自然環境が残された貴重な財産であり、また、岡登用水は河川のない本地域にとって貴重な水辺空間です。農業生産は施設園芸等を主力に首都圏の生鮮野菜の供給地となっています。

北関東自動車道は、本地域の土地利用条件を高め、道路交通における利便性の向上とともに、産業系及び住居系における開発需要等が高まるものと期待されています。

2 地域の将来像

この地域は、自然環境を保全整備する役割と北関東自動車道の整備に伴う産業拠点としての大きな役割があります。そこで、この地域の将来像を「優しさとやすらぎに満ちた思いやりのあるまち」とし、次のまちづくりの目標を定めます。

豊かで質の高い永住環境を創造する都市づくりを進めます。

地域産業の活性化などにより地域の個性を創造する都市づくりを進めます。

お互いを尊重して助け合いながら住民が躍動する都市づくりを進めます。

広く地域内外の人々が憩い、ふれあい、オアシスとなる都市づくりを進めます。

地域の特性を活かした、美しいまちづくりを推進します。

合併後 10 年（平成 26 年）を目途に土地利用の見直し（区域区分及び用途地域指定）を図ることとされていることから、それまでの間、特定用途制限地域の指定を行うとともに、用途地域の指定や地区計画等の手法の活用を検討し、良好な住環境の形成に努めます。

農業、商業、工業の合理的な秩序ある土地利用の確立に努めます。また、歴史ある「やぶ塚温泉」を、活かした周辺環境の保全を推進します。

交流・保全共生ゾーン（北東部地域）

1 地域の概況と課題

石橋地区商店街を中心とした生活拠点を有するとともに八王子山系など豊かな自然環境や農地の保全地域としての役割を担っています。

更に、国道 50 号沿線に工業系の団地が形成され、新しい産業拠点を合わせ持つようになりしました。

北関東自動車道の整備に伴う、インターチェンジ周辺の幹線道路網整備が課題となっています。また、周辺の自然環境に配慮したパーキングエリアの整備も課題となっています。国道 50 号沿線に太田リサーチパーク、太田流通団地や東部工業団地など産業拠点が立地しており、北関東自動車道の整備により立地条件が向上したことから、新しい産業拠点として強化・育成を図るため、相互に機能が連携する産業地域としての整備が課題となっています。

2 地域の将来像

この地域は、自然環境を保全整備する役割と北関東自動車道の整備に伴う産業拠点としての大きな役割があります。そこで、この地域の将来像を「産業拠点と自然環境が調和するまち」とし、次のまちづくりの目標を定めます。

新しい産業拠点を形成します。

北関東自動車道を中心とした道路交通網体系を整備します。

地域の歴史的環境を保全整備します。

豊かな自然環境や優良農地を保全します。

国道 50 号沿線と北関東自動車道太田桐生インターチェンジ周辺は、優良農地や自然環境の保全を図りながら、産業業務拠点の形成を推進します。北関東自動車道の整備に併せ、太田桐生インターチェンジ周辺を中心に新たな工業用地の確保を検討し、工業機能や流通機能の集積を図ります。八王子山公園や渡良瀬川河川緑地及び北部運動公園を核に緑の環境整備やその保全を図ります

ゾーニングイメージ図

